

1997年9月18日第三種郵便物認可（毎月6回5の日・8の日発行）
1998年10月28日発行 QSK 通巻 67号

QSK GENKI 別冊



日米障害者自立生活セミナー in 北九州

1998年11月7日



「日米障害者自立生活セミナー in 北九州」実行委員会

北九州自立生活推進センター



ようこそ「日米障害者自立生活セミナー in 北九州」へ

実行委員会 代表世話人 林 芳 江

「日米障害者自立生活セミナー in 北九州」へようこそお出でくださいました。はるばる沖縄や西日本各地から、また、市内や近隣の地域からもたくさん参加して下さったことが何より嬉しいことです。まずは、こうして一堂に集い、再会や新しい出会いが果せたことへの称讃を皆さんと分かち合いたいと思います。

このセミナーの準備を進めていく中で、あらためて自立生活運動の広まりを感じる事ができました。皆さんから寄せられたセミナーへの期待感や熱意が、開催にこぎつけるための原動力となりました。また、多方面の方々にバックアップしていただいたことにつきまして、心から感謝申し上げます。

今年の春に、全国自立生活センター協議会より大阪と東京で開催される『自立生活国際フォーラム』の一環として、九州でも開催しませんかという打診を受けてから、あっという間に今日に至ったと感じています。開催に向けての経過としては、九州の各自立生活センターとの調整をさせてもらう一方で、地元では障害者団体や、経験豊富な方々にお力添えいただくために、実行委員会形式で準備を進めてきました。当初、セミナーの基本スタイルを決める段階で、「基調講演やシンポジウムの内容について」と、「どんな人々を対象するのか」が重要な論点になりました。『仲間』つまり、「自立生活運動に携わる人をはじめとする障害当事者や、関係者を対象にしたい」と言う意見と、「分かりやすい内容で、一般市民にも対象を広げた方がよい」との意見がぶつかりました。結局、会場の集客数の関係などもあり、前者の意見で進めることになりました。

障害者の自立生活についての理解を、福祉関係者や、市民に伝えていく必要性も痛感していることではあります。しかし、今回のセミナーについては、自立生活運動が日本に伝えられて15年目の検証の意味も込められていると考えます。15年前、ジュディさんやアメリカの障害者リーダーによりまかれた「自立生活運動の種」が芽を出し、根付こうとしていることを確認し合い、これからさらなる自立生活運動の推進と、自立生活センターの発展を目指し、仲間のサポートの輪を広げ、層を厚くしていくかを学ぶ機会にできればと考えます。併せて、ジュディさん、樋口さんのメッセージを受けて、障害のある仲間たちがさらなる力を得ていくことが、ひいては周りの人々や、社会を元気にしていくことにつながると考えています。

障害があっても当たり前地域で暮らせる社会環境を、それぞれの地域で作り上げるために、どうぞ皆さん、多いに学びエネルギーを得ていただければ幸いです。

それからこの機会に、障害があがる人も、ない人も、個人としても、団体としてもネットワーク作りを広げるチャンスにさせていただけることも願っています。

「日米障害者自立生活セミナー in 北九州」の開催に寄せて

実行委員会 平岡 蕃

このたび、北九州市において、「日米障害者自立生活セミナー in 北九州」が開催されることになりました。北九州市では、これまでに何度かアメリカから自立生活運動にかかわる障害当事者を講師に迎えてセミナーが開かれてきました。古くは、1983年3月に「日米交流障害者自立生活北九州セミナー」が開催されていますが、私の知るかぎりでも、今回で3度目のセミナーになります。

1991年3月には、当時、米国カリフォルニア州バークレー市の自立生活センターの所長であったマイケル・ウインターさんを囲んでセミナーを開き、「障害者の自立生活運動とADA（障害をもつアメリカ人法：Americans with Disabilities Act）」について学びました。

1997年9月には、米国サンフランシスコ市でアクセス専門官として活躍しているリチャード・スカップさんを講師に招いて、「障害者の移動権とバリア・フリーのまちづくり」について学ぶ機会をもちました。

今回のセミナーの基調講演の講師は、米国教育省障害者教育・リハビリテーション局の次官として活躍しているジュディ・ヒューマンさんです。ヒューマンさんは、15年前の「日米障害者自立生活北九州セミナー」に参加したメンバーでもあります。彼女は、障害当事者として今は亡きエドワード・ロバーツと共に重度障害をもつ人たちの権利擁護運動をすすめて、日本をはじめ世界の障害当事者に思想的にも人間的にも大きな影響を与えてきた人として余りにも有名です。

ヒューマンさんは、若い頃、大学で教職課程を終え、教員免許を申請しましたが、ニューヨーク市の教育委員会は彼女に重度障害があるということで、教員免許を認めませんでした。この教育委員会の差別的な態度に、彼女は裁判で異議を申し立て、教員免許を手に入れました。その後、彼女は小学校で3年間教職に就いているのです。このような経験をもつ彼女が、現在、クリントン政権のもとで障害者教育とリハビリテーションの行政施策の責任者としてその激務に就いていることに、私は大きな意義を見いだします。

今回のセミナーに、私たちはもう一人重要な講師を招いています。その人は、現在、全国自立生活センター協議会の代表を務める樋口恵子さんです。樋口さんは、わが国の障害をもつ人たちの自立生活と権利擁護を推進するリーダーとしての役割を果たしている人です。彼女は、かつて市議会議員としても活躍し、障害当事者が政策決定の過程にいかに関与するかという重要課題を積極的に実践してきた人でもあります。

このセミナーは、ジュディ・ヒューマンさんと樋口恵子さんという米国と日本を代表する二人に、北九州を代表する林芳江さんを加えた3人の講師陣から、私たちが多くのことを学ぶだけではなく力強いエネルギーを得るまたとないチャンスだと思います。とくに、ヒューマンさんからはインテグレーションからインクルージョンへといわれる障害者教育のあり方や重度障害をもつ人たちの自立と自立生活、障害者差別の禁止と機会の平等をうたった「障害をもつアメリカ人法（ADA）」施行後の米国の社会状況などについて、樋口さんからは日本の先進地域における自立生活運動の到達点とその課題について、また林さんからは九州・福岡における重度障害者の自立生活の実状と課題について学び取ってほしい。そして、障害をもつ人もそうでない人も「共に生きる地域社会」を新たにどう創りあげていくか、そのシナリオを書き上げていってほしいと思います。

目 次

あいさつ

- ようこそ「日米障害者自立生活セミナー in 北九州」へ 林 芳江 …………… 1
「日米障害者自立生活セミナー in 北九州」開催に寄せて 平岡 蕃 …………… 2

スピーカー紹介

- 「ジュディ・ヒューマン」プロフィール …………… 4
「樋口 恵子」プロフィール …………… 5
「林 芳江」プロフィール …………… 5

基調講演

- 教育こそが地位向上への推進力 ジュディ・ヒューマン …………… 6

シンポジウム

- 日本における自立生活運動の経緯と未来を語る 樋口 恵子 …………… 10
連携しつつ、それぞれの地域を耕していこう 林 芳江 …………… 11

関係資料(1)

- ・自立生活センターと、全国自立生活センター協議会の概略 …………… 14
- ・日本の自立生活センター分布状況 …………… 15
- ・全国自立生活センター協議会加盟団体一覧表 …………… 15
- ・九州内の自立生活センター紹介 …………… 17

関係資料(2)

参考資料(1)

- ・政策と障害者のエンパワメント ジム・タッチャー …………… 22
- ・リハビリテーション法（自立生活センターの基準） …………… 26
- ・自立生活のパラダイムと伝統的パラダイム …………… 27
- ・日米障害者セミナーレジュメ 中西 正司 …………… 28
- ・日米障害者セミナーレジュメ 樋口 恵子 …………… 30

関係資料(3)

参考資料(2)

- ・米国自立生活センターでの研修を終えて 児玉 良介 …………… 34

「ジュディ・ヒューマン」プロフィール

1993年に、ヒューマン氏は、現在の役職である特別教育・リハビリテーション局次官に就任した。この局は、「特別教育局」、「リハビリテーション局」、「障害とリハビリテーション研究に関する国家研究所」の3つの部門を管理し、その予算は、550億ドルを越している。これらの部門は、アメリカ4900万の障害を持つ市民に影響を与えるプログラムを作成し、資金供給をおこない、実際アメリカのすべての地域における障害児・者に直接的なサービスを提供している。

ヒューマン氏は、合衆国憲法が障害者に対して、「公共交通機関や建築物に関するアクセス」と「機会の平等」を保障した法律の制定に道を開いた人々の一人である。1974年、彼女は労働と公的福祉に関する上院委員会議長の立法アシスタントとして、「障害者教育法」となった法律の制定に貢献した。

その後、「障害を持つアメリカ人法」の立案、「リハビリテーション法504条」の改正、「全米の200以上の自立生活センターの設立を導く法律」の制定に携わり、1982年から1983年までは、特別アシスタントとして、カリフォルニア州リハビリテーション局々長を補佐し、そこで政策とプログラムの立案、実施に携わっている。

1975年から1982年まで、彼女はカリフォルニア州バークレーにある、全米で最初の自立生活センターで副所長として働き、続く1982年から1993年までは、同センターの理事として働いている。

このような統合された社会の実現に向ける、彼女の強い肩入れは、彼女自身の体験からきている。彼女は1才半でポリオにかかって以来、差別というものをじかに受けてきた。彼女は4年生まで公立学校に通うことを拒否されている。彼女はそのキャリアを、ニューヨークの学校で教師として始めることができたが、そのために、彼女が車いす使用者だからという理由で、採用を拒否したニューヨーク市教育委員会を、訴えなければならなかった。

現在の役職に就任して以来、彼女は障害者自らが社会に貢献できる存在となるために、必要とする知識や技能を習得できるような、国家レベルのプログラムの改正・創設に力を注いでいる。これは、クリントン大統領の計画の重要な部分である。教育改革と雇用充実という目標を達成するために、立案された政策とプログラムが、障害者を取り巻く諸問題にきちんと対処するよう、常に全米各地の市民グループ、政府機関の各層と連携を図っている。

彼女はこれまで、数多くの賞を受賞している。雑誌ミズ・マガジンは、彼女を「80年代を代表する80人の女性」の一人として挙げ、1990年には、カリフォルニア州議会が、その年の「ウーマン・オブ・ザ・イヤー」に選出している。また、彼女は障害者の生活の質の改善に大きく尽力した者に贈られる「ヘンリー・B・ベッツ賞」の最初の受賞者でもある。

※これはジュディ・ヒューマン氏のホームページから抜粋し翻訳したものです。

ホームページのアドレスは、<http://www.ed.gov/offices/OSERS/heumann.html>です。

「ジュディ・ヒューマン」プロフィール

1993年に、ヒューマン氏は、現在の役職である特別教育・リハビリテーション局次官に就任した。この局は、「特別教育局」、「リハビリテーション局」、「障害とリハビリテーション研究に関する国家研究所」の3つの部門を管理し、その予算は、550億ドルを越している。これらの部門は、アメリカ4900万の障害を持つ市民に影響を与えるプログラムを作成し、資金供給をおこない、実際アメリカのすべての地域における障害児・者に直接的なサービスを提供している。

ヒューマン氏は、合衆国憲法が障害者に対して、「公共交通機関や建築物に関するアクセス」と「機会の平等」を保障した法律の制定に道を開いた人々の一人である。1974年、彼女は労働と公的福祉に関する上院委員会議長の立法アシスタントとして、「障害者教育法」となった法律の制定に貢献した。

その後、「障害を持つアメリカ人法」の立案、「リハビリテーション法504条」の改正、「全米の200以上の自立生活センターの設立を導く法律」の制定に携わり、1982年から1983年までは、特別アシスタントとして、カリフォルニア州リハビリテーション局々長を補佐し、そこで政策とプログラムの立案、実施に携わっている。

1975年から1982年まで、彼女はカリフォルニア州バークレーにある、全米で最初の自立生活センターで副所長として働き、続く1982年から1993年までは、同センターの理事として働いている。

このような統合された社会の実現に向ける、彼女の強い肩入れは、彼女自身の体験からきている。彼女は1才半でポリオにかかって以来、差別というものをじかに受けてきた。彼女は4年生まで公立学校に通うことを拒否されている。彼女はそのキャリアを、ニューヨークの学校で教師として始めることができたが、そのために、彼女が車いす使用者だからという理由で、採用を拒否したニューヨーク市教育委員会を、訴えなければならなかった。

現在の役職に就任して以来、彼女は障害者自らが社会に貢献できる存在となるために、必要とする知識や技能を習得できるような、国家レベルのプログラムの改正・創設に力を注いでいる。これは、クリントン大統領の計画の重要な部分である。教育改革と雇用充実という目標を達成するために、立案された政策とプログラムが、障害者を取り巻く諸問題にきちんと対処するよう、常に全米各地の市民グループ、政府機関の各層と連携を図っている。

彼女はこれまで、数多くの賞を受賞している。雑誌ミズ・マガジンは、彼女を「80年代を代表する80人の女性」の一人として挙げ、1990年には、カリフォルニア州議会が、その年の「ウーマン・オブ・ザ・イヤー」に選出している。また、彼女は障害者の生活の質の改善に大きく尽力した者に贈られる「ヘンリー・B・ベッツ賞」の最初の受賞者でもある。

※これはジュディ・ヒューマン氏のホームページから抜粋し翻訳したものです。

ホームページのアドレスは、<http://www.ed.gov/offices/OSERS/heumann.html>です。

「樋口 恵子」プロフィール

高知県生まれ。一才半で脊髄カリエスになり、一年後れで幼稚園、小学校と地域で学ぶ。中学時代に再発、肢体不自由児施設で寝たきりの生活となる。その後高校、大学へと進み、東京都町田市の知的障害者青年学級の担当、自助具相談員、重度障害者の在宅訪問事業（町田市福祉事務所）の非常勤職員として働く。

1984年から1年余、アメリカで障害者の自立生活運動の研修をし、1986年帰国。日本で最初の自立生活センター・ヒューマンケア協会（東京都八王子市）の設立に関与し、1989年、自立生活センター・町田ヒューマンネットワークをスタートさせ、事務局長となる。障害当事者の国際的な自助組織DPI（障害者インターナショナル）にも関与し、リハビリテーション世界会議など、海外での会議にも参加、障害者の立場からのレポート発表をする。

1990年、全国自立生活センター協議会（JIL）発足、副代表になり、1995年より代表、現在に至る。JILではピア・カウンセリングの普及のため、講座リーダーとして全国をまわる。昨年度発足したピア・カウンセラー認定委員会委員長。

1994年3月より1998年3月まで町田市市議会議員。

1998年2月「エンジョイ自立生活」出版（現代書館）。

「林 芳江」プロフィール

1963年下関市生まれ。1才の時に脳性小児麻痺と診断され、四肢に重度の障害を負う。5歳から27歳まで22年間にわたり、リハビリ施設や養護学校、授産施設などに入所していた。

1988年、25歳の頃、日本で広められはじめた「障害者の自立生活運動」の思想と出会い、ピア・カウンセリングを学び始めた。その後27歳の時に、母親の病気をきっかけに施設を出て、自立生活（一人暮らし）に踏み切る。

1988年と98年にそれぞれ体験論文で、NHK厚生文化事業団から、「障害福祉賞」を受賞。

1995年に「北九州自立生活推進センター」を発足させたメンバーのひとりであり、同時期にピア・カウンセラーとして西日本を中心に、ピア・カウンセリング講座リーダーをつとめるようになった。1998年6月、北九州自立生活推進センター代表となる。

その他の役職

- ・全国自立生活センター協議会 常任委員
- ・全国自立生活センター協議会 ピア・カウンセラー認定委員
- ・北九州市障害者生活支援センター 「ピア」コーディネーター

教育こそが地位向上への推進力

ジュディ・ヒューマン米国教育省次官特殊教育・リハビリテーション局

教育こそが平等とエンパワメント（地位向上）への大きな推進力であるというのが私の発想の原点です。障害生徒に多くを期待することが、優れた教育の機会を獲得することに結びつくのです。

ライレイ教育長官は、障害生徒に平等な教育機会を権利、公民権として保障する米国の「障害児教育法」（IDEA）について語りました。

私の場合は「障害児教育法」が法律となるより遥か昔に学校に通いました。適切な教育が受けられなかった障害を持つ子どもは米国に350万人以上いましたが、私はその一人でした。実のところ、100万人以上の障害児が全く公教育を受けていなかったのです。

私は1才半の時にポリオにがかりました。学校に行く年になった時に学校側には私は見えませんでした。見えたのは私の車いすだけだったのです。教室に入れてもらえませんでした。火事の時に邪魔になると言われました。学校側の考えは明確でした。つまり、私の将来は他の子ほどの価値がないと社会は考えていました。当局が幼稚園児を手玉にとるのはたやすかったでしょう。しかし、母は例によって一筋縄ではいきませんでした。母ほど手強い女性はいないでしょう。ニューヨークのブルックリンで主婦をしていたといえお分かり頂けるでしょう。経験などなかったのににもかかわらず、母と父は活動家となり、私のために権利を強く訴えてくれました。そして数十万の人と共に障害者の権利を求める運動に加わりました。そのおかげで私は教育を受けられました。「お母さん、ありがとう」。

年月を経て、私は教員免許を申し込みました。するとニューヨーク市の教育委員会は、またしても私に首を横に振りました。でも、今度は自分で抵抗することができたし、障害者の権利運動も力を得ていました。裁判に訴えて、免状をもらいました。それから小学校で3年間、教えました。

はっきりしているのは、米国で、障害者が味方になってくれる人たちと協力して適切な教育の権利を全員のために勝ちとるまでは、良い教育を受けられない障害生徒は珍しくなかったことです。

私自身はこういった勝利に助けられました。私は良い教育を受けられました。教育が受けられたからこそ、達成する機会が手に入ったのです。現在の私は米国政府の高官であり、ビル・クリントン大統領のために働いております。

1995年の成功

世界的な障害者の権利運動によって、私たちは短期間に多くを成し遂げました。9年前にカリブ海のセントキットに住むエヴィンシア・エドワーズという当時25歳の盲目のシングルマザーは「社会からは反応がほとんどない」と語り、世界的な障害者の状況を端的に示していました。

しかし、2年前に懐柔と北京で私たちは国際的女性運動から多くの反応を得たのです。女性の運動の中でできた仲間のおかげもあって、今日、この国際女性障害者リーダーシップ・フォーラムの開催にこぎつけることができたのです。

権利としての教育綱領は世界の人々、世界の政府に対して、ジェンダー（社会的性差）人種、障害にもとづくすべてのレベルでの差別を撤廃するための措置を取り、教育への平等なアクセスという目的に向かって前進するための努力を強めるように求めています。教育へのアクセスは特権ではなく、権利の問題であることをはっきりと示しているのです。

北京会議の行動綱領に明確に盛り込まれたことは重要な勝利です。しかし、言葉を現実のものにし、完全な平等という目標に近づくためには毎日、私たちは努力しなければなりません。

今日、私たちがここに集っているのは、障害女性は進歩を測るすべての指標で依然として最低の位置にいるからです。最近の調査では、障害女性は雇用される可能性は最低で、とても貧しい可能性は最も高く、若死にする可能性は高いことが示されています。

調査によれば、障害を持つ女兒、女性が自立し、実りある生き方をするためにはお互いが助け合うことが必要であり、そのためには国内的、国際的ネットワークが必要であることが示されました。誰もが貢献できる環境が整った社会を創りあげるには、ネットワークを下支えする強力なプログラムが必要です。

貧困と識字

教育の機会がないことは、貧困と差別の原因であり、結果でもあります。しかし、将来において平等な教育の機会を創ることで、障害女性に対する差別を過去のエピソードにしてしまうことができます。

* 障害女性が貧困層の中でも最も貧しい理由の1つは、世界の女性の約65パーセントが読み書きできないことです。アフリカではこの数字は85パーセントまであがります。

* 障害女性が職業についている率が低い理由の一つは、途上国の障害児のうち教育を何らかの形で受けているのはわずか1、2パーセントに過ぎないことです。障害を持つ男の子のほうが障害を持つ女の子よりも学校に行く率が高いのは現場の調査結果として良く知られています。

* 障害女兒が障害男児よりも面倒を見てもらえない理由の一つは、障害女兒のために声をあげてくれる、十分な教育を受けた障害女性がたくさんいないからです。

言い換えれば、すべての人にとって教育は未来との大切な結びつきだが、障害者にとって良い教育を受けることは、生きるか死ぬかの問題なのです。

1994年の「アフリカの盲女性」会議では32カ国からの報告があり、識字事業、教育へのアクセスは、通りで物乞いをするような暮らしを避ける唯一の道であることが示されていました。

しかしながら豊かな国においてすらも、障害者は質の悪い教育しか受けられないということが多いです。

行動綱領

北京会議の行動綱領は2000年までに基礎教育を誰もが受けられること、2005年までに初等・中等教育での性差による格差をなくすこと、2015年までにすべての国で誰もが初等教育を受けられるようにすることを求めています。

私たちは活動を絶え間なく続け、障害を持って学ぶ学童、女の子も、男の子も両方がこの目的を達成するための計画の中に含まれるように絶対にしなければなりません。

* 行動綱領は親、地域社会、教育者、企業が協力して誰もが教育を受けられるようにすることを求めています。私たちは、障害生徒の親も含まれているように絶対にしなければなりません。

- *行動綱領はキャリアプランニング、リーダーシップ、社会的技能が少女の教育に含まれるよう求めています。私たちは、このようなトレーニングに障害生徒も含まれるように絶対にしなければなりません。学生だった時、私には職業に関するカウンセリングはほとんどありませんでした。当時は、障害者が授産所や病院以外の場で、まともな職業生活を送るなんてことは無理だと頭から決めつけられていたのです。そういった考えこそが人間の潜在的可能性を無駄にしていたのです。何ともったいないことだったでしょうか。
- *行動綱領は教育的目標の達成のために十分な資源が分配されることを求めています。私たちは、障害生徒がうまくやっていくために必要な技術的機器、学習面での支援がその対象となるように絶対にしなければなりません。
- *行動綱領は教員養成の改善を求めています。私たちは全ての教員が障害のない生徒と障害のある生徒両方のニーズに応えられるように適切に養成されるように絶対にしなければなりません。
- *行動綱領は女性の貢献を示す教材の整備を求めています。私たちは、教材が障害者の貢献も示すように絶対にしなければなりません。

失敗からの教訓

皆さんに強く訴えたいのは、皆さんの国がこれから教育政策を進めていく際に私の国である米国の失敗から学んで頂くことです。例えば、私たちは公立の学校を建設した際に、障害生徒も使えるようにはしませんでした。この失敗は高くついています。現在、私たちは障害生徒が使えるようにすべての学校を改築する必要があります。当初からアクセシブルにしておけば、私たちの支出はよほど少なくすんだはずなのです。

皆さんの国が教育政策を進めていく際に、分離型の学校体系を作るというのは重大な間違いであろうと覚えておいてください。私たちは米国で障害生徒のために別の学校を作りました。障害生徒は、他の生徒と同じレベルまでは学べないだろうと思われていたからです。現在の私たちの認識は違います。障害があろうがなかろうが、どの生徒も学べるということを現在の私たちは知っています。

米国の法律の成果

例えば、障害者の権利運動が「障害児教育法」成立を勝ちとって以来、障害生徒が高校を卒業する、もしくは修了証明書を受け取る比率は1984年/1985年の55パーセントという数字から66パーセント以上まで上向きました。44パーセント以上の大学に行く年齢の障害生徒が1991年/1992年には何らかの高等教育を受けました。これは1984年/1985年のわずか29パーセントから向上した数字です。

「障害児教育法」と同じような法律を世界中で勝ちとるには、私たちがこれまで行ってきたことを続けなければなりません。すなわち、世界的に強力な障害者の権利運動をつくることです。世界の全ての国の女性の運動の中で、組合運動の中で、公民権運動の中で、強力な味方をつくることです。

自分を大切に思うこと

強力な障害者の権利運動は、自分は大切だと思っている人たちが中心とならなければなりません。自分を大切に思う気持ちがあって、自分たちには権利がある、権利を持つのが当たり前だと思える

のです。怒りを覚え、行動に出ます。社会は良い時でも保護者面をして、障害者を慈善のケース扱いするし、悪い時には残酷で障害者の存在と可能性を無視してしまいます。そんな社会の餌食となってしまう障害者が多いのです。

でも、私たちは本当のことを知っています。障害者であることは一つの生き方なのです。＜自然で、健康で、まともなこと＞です。資源があり、必要な支援さえあれば、多くの人にとってはそうなるのです。

この真実を理解することは、障害者のために主張する運動を作るために必要な「自分を大切にす
る気持ち」を持つ初めの一歩なのです。

ロールモデル

効果的に主張する積極性を持つには＜誇り＞が必要です。この誇りを持つには、専門職についたり、様々な役割を果たしている大人の障害者と障害生徒が接することが非常に大切です。

私個人の経験からも、先輩として道を示してくれる存在は大切だと分かります。10才か11才になるまで、自分以外のポリオの人に会った覚えがありません。教員になり、障害児のクラスで教えました。私は生徒たちにとって初めての障害を持った先生でした。これは昔も今もあまり変わっていないことでしょう。障害児、そして障害者が自らに誇りを持つように私たちみんなが協力できることを願っています。

最後に

協力することで、私たちはたくましくなりました。さらに日に日にたくましくなっています。このフォーラムを開けたということがマーガレット・ミードという文化人類学者が数十年前に語ったことが現在でも変わらぬ真実であることを示しています。

ミードは「真剣に考えている本気の市民の小さな集団が、世界を変える力を持っているということに、決して疑いを抱いてはならない。世界を変えてきたのは、そういう人たちだけです」と語っています。

日本における自立生活運動の経緯と未来を語る

全国自立生活センター協議会 樋口 恵子

I アメリカの自立運動に学んだこと

自立の概念の変更：「身辺自立」と「経済的自立」から自己決定権の行使による「自立」
サービス提供事業体へ：サービスの受け手である経験をもとにプログラムの作成
権利擁護とADA：当事者主体の運動のあり方
エンパワーメント：ありのままの自分から出発し、仲間と連帯することの心地よさ

II 日本の自立生活運動の経緯と課題としてきたこと

1986年：ヒューマンケア協会発足

- ・第2、第3の自立生活センターの誕生

衣替え：作業所を背景にできた当事者団体

- ・生きがい、通う場の当事者団体

ILセンターを目的に集った個人

- ・事業体としての概念の定着
- ・障害者主体で行うことの意味

1991年：全国自立生活センター協議会発足

- ・自立生活センターの定義づけ
- ・研修プログラムの作成（所長セミナー、自問研）
- ・委員会活動による活動の拡大と検証

1994年以降

- ・自問研から自立研へ
- ・NCIL会議への参加
- ・自立生活センターの国際的連携を求めて
- ・市町村障害者生活支援事業への参入

III 今後の展望

- ・行政との関係（国、地方レベル）
- ・NPO法人の取得
- ・2000年介護保険の実施に伴う介助保障と、ILセンターの位置づけ
- ・国際的ネットワークを打ち立て、IL運動の正当性と発展性の確保、アジアの自立生活運動のバックアップ

連携しつつ、それぞれの地域を耕していこう

北九州自立生活推進センター・代表 林 芳 江

●北九州市にみる障害福祉の推移と障害者の自立生活

北九州市での障害福祉の取り組みは、比較的早くから進められていたようです。しかし、そのスタートが30余年も前のことですから、現在のように「障害をありのまま受け入れて、自分の生活や人生をつくりだしていこう」という発想は、皆無だったことでしょう。障害は治療の対象であり、したがって障害児の早期発見、早期治療にはたいへん力が注がれ、その延長線上に多くの施設が建てられました。

このような背景が皮肉なことに、ここへきて北九州市の障害者福祉の停滞につながっているのではないかと感じていることを、あえて述べさせてもらいます。それは、財政やシステムといった提供側の問題だけではなく、障害者自身や、ここではその家族も含めての当事者から、地域で生きる力と、選択肢を奪ってきたことに問題があると考えます。

例えば、かつての私自身がそうであったように、社会から隔絶された特殊な環境である養護学校や施設の中だけで育てられたゆえに、自分は特殊な環境（施設）でしか生きられないと思い込んでしまっていました。また、子供の頃から幾度となく繰り返される偏った能力の判定とその結果が、私から自己信頼を奪うと同時に、重度のCPであることで、将来の可能性について期待をかけるメッセージはなかなかもらえませんでした。私がこのような過去の状況から、現在のように自立生活を実現し、やがて自立生活センターの一員としてリーダーシップをとり、社会的な役割を担おうとするところへたどりつけるには、自己信頼の回復や、社会経験など、目には見えない部分で多くの力を取り戻す必要がありました。

以上のことから、障害者の自立生活を進める観点からだけでなく、今後の福祉システム全般に障害者のエンパワメントや、生活技術力をつけることなどをサポートできることは、重要な要素であり、そのことが、「市町村障害者生活支援事業」の中でも現されています。つまり、自立生活センターが提供するピア・カウンセリングや、自立生活プログラムなどの有効性が認知され、裏付けとなってきたと言えるでしょう。

もう一度北九州市を例に上げると、きっと福祉に関係することだけに限らないのですが、システムを構築するより、再構築の方が難しいのでしょうか。福祉関係者や障害者の親たちからは、施設を増やそうとする声は今も圧倒的であり、その反面、地域で自立生活を営む重度障害者は、例外的な存在とされています。

そこで自立生活センターとしては、特に重度障害者の自立生活を例外とするのではなく、ロールモデルであることを知らせ、生活や生き方の選択肢にしていくことが役割であると、近頃改めて確信しているところです。

また、福祉を変えていくためには、教育を変えていく必要性について感じていることを語ればきりがありません。これらの状況は、各地で類似点と相違点があるでしょうし、どこの市や町でも、当事者として担える役割が大きいわりには、認知されにくいことが多いでしょう。しかし、仮に優先順位を付けたとしてもトライし続けることが大切だと考えます。

●地方都市ならではの課題と方策

昨年より、九州エリアを代表させてもらう形で、「全国自立生活センター協議会」の常任委員となりました。この他にも私の複雑な気持ちをよそに、ピア・カウンセラー認定委員となりましたから、東京（中央）での会議に出席することが増えました。一方で、九州各地の自立生活センターへも時々訪ねさせてもらいますから、その双方をつなぐ橋渡し役として、中央と地方のギャップを感じ、また、橋渡しとなる役割の重要性を強く感じています。もっともっと各地を飛び回り、生の情報伝達をする人材を増やす必要があります。各自立生活センターに所属している人であれば、「全国自立生活センター協議会」の各委員会のメンバーになることが、一つの手立てと考えられます。その他に、東京や全国各地で開かれる研修、集会、会議等に人をできるだけ送り出すことも、一つの手立てですが、この経費は頭の痛い問題で、介助者を同伴となれば莫大な出費です。積立方式やスポンサーを見つけるなど様々なアイデアを絞りながら、学ぶ場、語り合う場を得ていくことが重要でしょう。

もう一つこの時に重要な点は、中央から進んだ情報やノウハウを吸収してくるだけでなく、こちらからの状況を伝えて、しっかりと提起してくることだと思います。どんな課題を抱え、どんなサポートを必要としているかをうまく伝えるということは、障害者の自立生活の「こつ」ともつながるところです。

●今後の自立生活運動の推進と、生み出す成果について

自立生活運動から生まれた自立生活センターの特徴は、運動体とサービスを提供していく事業体の両側面を持ち合わせていることです。先に述べたように現状では、障害者が地域で自立生活が営めるように選択肢の確立を図りながら、仲間の生活を支えていくわけですから、運動体と事業体の両側面をバランスよく並行していく方がよいと考えます。しかし、実際にはこのバランス加減は難しく、これに関連して人材の確保という課題をどこでも持っているはずで。

この時ポイントになるのは、障害の程度や種別を超えて、どう仲間を巻き込めるかだと思います。これまで私たち障害者が、医療を受ける時や就学時、進路を考える際など、様々な場面で評価され比べられて、結果的に分断されてしまったことに気付くことです。日々の生活の中で、障害があるがゆえにふりかかる困難やプレッシャーは違うにしても、社会的に抑圧を受けているという共通項があり、お互いを認め合い、つながり合える仲間であることを、あらゆる形で伝えていくことでしよう。障害者を分断から開放していくことも、自立生活運動の要素であることが見えてくれば、徐々に人材も集まるのではないかと考えています。

それからもちろん、自立生活センターの趣旨をよく理解し、責任を持って働きながら、ほとんどの場面でバックアップに徹するという、なかなか困難なスタンスで関わってくれる障害のない人材も探し、巻き込むのも重要でしょう。

あとは極論として、「主義主張を超えて」と言う言葉に行き着くのですが、これは時間がかかることなので、焦って結論を出さないことを踏まえながら、現在、逆に障害者の分断が強まる危機があることも、注意深く見守っていきたいと考えます。

個人や各団体で、やり方や主張は違っていても、目指すところは、「どんな障害があっても、ひとりの市民として当たり前、幸せを求めながら生きていく」と言うことでしょうか。そんな社会環境へ向けて、それぞれの地域を一緒に開拓していきましょう。



関係資料(1)



- 自立生活センターと、全国自立生活センター協議会の概略
- 日本の自立生活センター分布状況
- 全国自立生活センター協議会加盟団体一覧表
- 九州内の自立生活センター紹介

自立生活センターとは

■障害者の自立とは

「自立（生活）とは、どこに住むか、いかに住むか、どうやって自分の生活をまかなうか、を選択する自由をいう。

それは自分が選んだ地域で生活することであり、ルームメイトを持つか、一人暮らしをするか、自分で決めることであり、自分の生活—日々の暮らし、食べ物、娯楽、趣味、悪事、善行、友人等々—すべてを自分の決断と責任でやっていくことであり、危険を冒したり、誤ちを犯す自由であり、自立した生活をすることによって、自立生活を学ぶ自由でもある」

「リハビリテーションギャゼット」より
つまり、自分の稼ぎで暮らす「自活」や、自分の身の辺のことを自分でする「リハビリ自立」とは違うということです。

■自立生活センターとは

かつて障害者を援けられるのは医者、OT、PT、カウンセラー等専門家だけだと考えられてきました。

しかし、1972年カリフォルニア州バークレーに障害者が運営し、障害者にサービスを提供する「自立生活センター」が設立されました。

自立生活センターが提供するサービスを利用することにより、重度の障害があっても地域で自立して生活することが可能となりました。

J I Lの生い立ち・目的

<生い立ち>

1990年11月、日本にいくつもある自立生活センターのリーダーが集まり、日本でもっと積極的に自立生活センターの設立を推進するにはどうしたらいいか、を話し合いました。

そのときに

- 「自立生活センターとは何か」をはっきりさせる（定義づけ）
- 定義に合う自立生活センターに積極的な参加を呼び掛ける

ことが決定しました。その後、会合を重ね約1年後の1991年11月22日、第3回自立生活問題研究全国集会の前日、10か所のセンターが日本全国の障害者団体に参加を呼び掛けるという形で設立総会が行われました。

<目的>

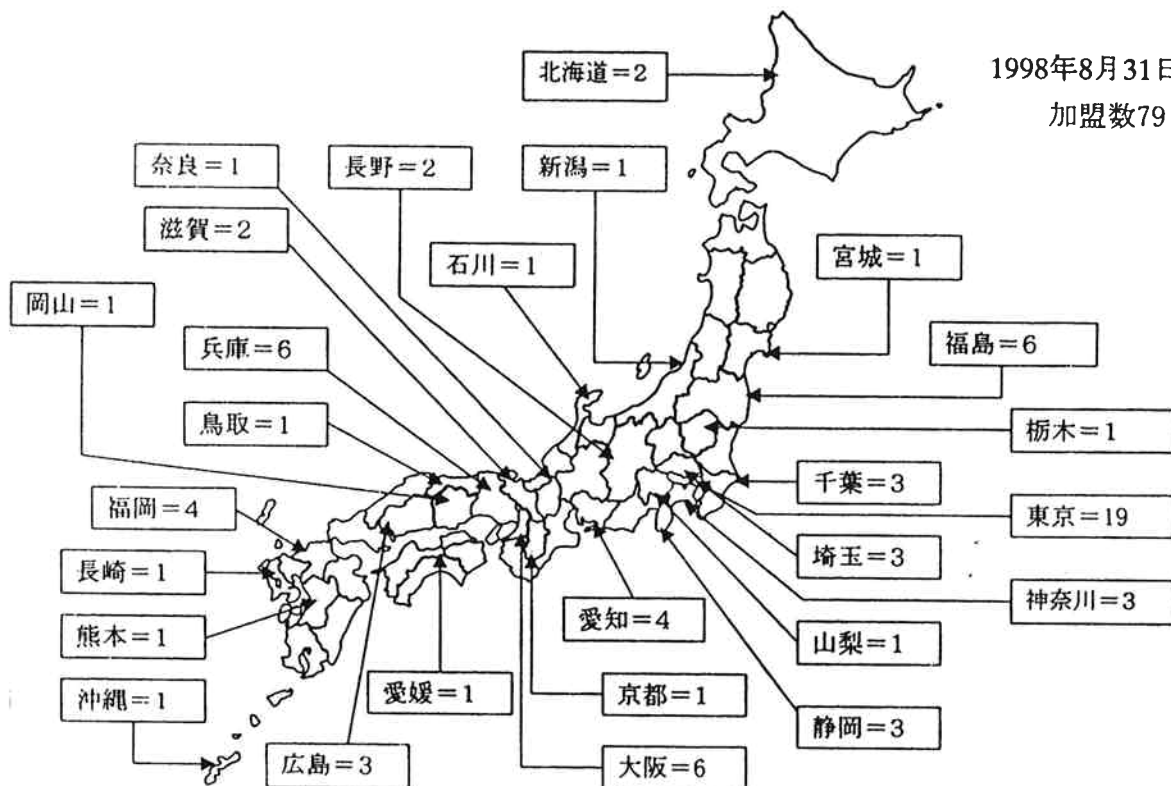
全国自立生活センター協議会（J I L）は、

- 自立生活センターの設立をたすけ、
- 自立生活センターが互いに連携、協力し合えるようにし、
- 自立生活センターが社会的に認知されて、公的な財政援助が受けられるように（制度化）することを目的に活動しています。

そして最終的には、どんなに重度の障害を持っていても独立した一人の人間として、差別のない社会で自分の選択に基づく生活を送れるようにすることをめざしています。

日本の自立生活センター分布状況

1998年8月31日現在
加盟数79



1998/8/31

事業所名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
0 JIL事務局	190-0022	東京都立川市錦町1-3-13 鳥村ビル102	0425-29-1169	0425-25-4757
0 正会員	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
1 札幌いちご会	003-0002	北海道札幌市白石区東札幌二条5-2-5 漢太郎ビル1F	011-831-3790	011-813-4506
2 びいL	963-8014	福島県郡山市虎丸町6-12	0294-21-3567	0294-25-9122
3 Iソイ・ライ・栃木	320-0806	栃木県宇都宮市中央1-1-15 総合福祉センター5F	0286-38-5377	0286-38-5377
4 CILわらじ	344-0021	埼玉県春日部市大塚678-1	048-738-4593	048-736-4593
5 自立生活センター・K2	277-0064	千葉県柏市東山1-6-3	0471-76-8114	0471-76-8114
6 Iソイ生活支援ネットワーク	101-0062	東京都千代田区神田駿河台3-2-11 総評会館内	03-5256-6060	03-5256-6061
7 HANDS世田谷	154-0021	東京都世田谷区豪徳寺1-32-21 Iソイビル豪徳寺1F	03-5450-2861	03-5450-2862
8 新宿ライ・ケア・センター	162-0051	東京都新宿区西早稲田2-17-29 西北ビル102	03-3205-2581	03-3205-2582
9 CILくにたち援助センター	186-0005	東京都国立市西2-20-10 第2村上ビル1F	0425-72-3767	0425-72-5987
10 自立生活企画	188-0011	東京都田無市本町5-6-20 第2和光ビル202	0424-62-5999	0424-62-5955
11 自立生活センター・立川	190-0023	東京都立川市柴崎町2-10-16 OHNO BUILDING2F	0425-25-0879	0425-21-3134
12 ヒューマン協会	192-0046	東京都八王子市明神町4-14-1 リーディングPart1-1F	0426-46-4877	0426-46-4876
13 町田ヒューマンネットワーク	194-0021	東京都町田市中町43-5-12 NHMビル	0427-24-8599	0427-24-7996
14 生活援助センター	202-0013	東京都保谷市中町2-1-5 707ビル1F	0424-25-5805	0424-25-5806
15 ケアライ	203-0014	東京都東久留米市東本町14-7 滝ビル1F	0424-77-8384	0424-77-8384
16 神奈川県障害者自立生活支援センター	243-0035	神奈川県厚木市愛甲953-2	0462-47-7503	0462-47-7505
17 障害者自立センター	921-8027	石川県金沢市神田1-19-20 ドミビル105	0762-42-5444	
18 静岡障害者自立生活センター	422-8006	静岡県静岡市曲金4-15-16	054-287-5588	054-287-5588
19 AJU草いすセンター	466-0037	愛知県名古屋市中区恵方町2-15	052-841-8841	052-852-4810
20 日本自立生活センター	601-8022	京都府京都市南区東九条北松ノ木町13-1	075-682-7950	075-682-7951
21 自立生活センター・北	546-0042	大阪府大阪市東住吉区西今川2-3-8	06-760-2671	06-760-2672
22 自立生活センター MY・DO〜まいど〜	558-0001	大阪府大阪市住吉区大領5-10-16 ライフネットワーク内	06-607-8260	06-607-5503
23 障害者自立生活援助センター とよなか	561-0853	大阪府豊中市稲津町1-4-16	06-862-8050	06-862-8050
24 自立生活センター 神戸Beすけっと	653-0805	兵庫県神戸市長田区片山町2-17-9	078-641-6618	078-641-6632
25 メンソール協会	663-0851	兵庫県西宮市中須佐町5-12	0798-34-4955	0798-34-4604
26 自立応援センター STEP	683-0064	鳥取県米子市上福原1581	0859-37-2125	0859-37-2120

	準会員	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
1	船橋障害者自立生活センター	273-0011	千葉県船橋市湊町1-6-12	0474-32-4554	0474-32-4554
2	コミュニティ・チャレンジ・メイ	133-0061	東京都江戸川区篠崎町5-8-11	03-3678-3139	03-3678-3139
3	大田IKJ	144-0052	東京都大田区蒲田3-23-7 松本ビル801	03-5711-2836	03-5711-3108
4	自立生活センター・小平	187-0003	東京都小平市花小金井南町1-12-2 1F	0424-67-7235	0424-67-7235
5	第一若駒の家	192-0907	東京都八王子市長沼町1306-4 八王子長沼通所センター内	0426-42-5617	0426-42-5618
6	Life Painting Center	229-0011	神奈川県相模原市大野台3-1-23 清水荘101	0427-56-9590	0427-56-9590
7	自立支援センター・ちくま	399-0001	長野県松本市宮田8-22	0263-26-6330	0263-26-6047
8	ネットしみず	424-0827	静岡県清水市上1-4-14	0543-54-5087	0543-54-5087
9	岡崎自立生活センター “びあはうす”	444-0023	愛知県岡崎市両町1-12	0564-26-5080	0564-26-5080
10	ユービー7若宮の会	471-0029	愛知県豊田市桜町1-25	0565-31-1117	0565-31-1117
11	自立生活センター・湖北	526-0015	滋賀県長浜市神照町488-10	0749-63-3651	0749-63-3652
12	阪神障害者解放センター	663-8021	兵庫県西宮市上之町34-10	0798-64-5282	0798-64-5282
13	CILひろしま「レの会」	730-0822	広島県広島市中区吉島東1-27-26-104	082-241-8045	082-241-8045
14	北九州自立生活推進センター	803-0811	福岡県北九州市小倉北区大門2-3-35	093-581-0131	093-581-0131
15	ヒューマンネットワーク・熊本	862-0971	熊本県熊本市大江6-13-6	096-366-3329	096-366-8702
16	パの会	901-2215	沖縄県宜野湾市真栄原3-14-15 3-F 101	098-890-4890	098-897-1877

0	未来会員	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
1	自立生活ネットワーク	003-0021	北海道札幌市白石区栄通16-5-8 清栄荘1-1F	011-852-9747	011-852-0369
2	CILたすけっと	982-0011	宮城県仙台市太白区長町1-1-6	022-244-6698	022-244-6698
3	ILセンター・福島	960-8141	福島県福島市渡利字七社宮90-1	024-523-0525	024-523-0525
4	福祉のまちづくりの会	963-4300	福島県田村郡船引町山ノ内129-8	0247-82-2909	0247-82-2909
5	ワーク・IL	963-8013	福島県郡山市神明町9-17 丸洋ビル103号	0249-39-7374	0249-39-7374
6	会津自立生活センター・双葉	965-0056	福島県会津若松市金川町1-5 金川福祉会館内	0242-22-0294	0242-22-0294
7	いわき自立生活センター・えんじょい	970-0000	福島県いわき市平字研町1番地	0246-21-6779	0246-21-6779
8	自立生活センター・株・ト市川	272-0021	千葉県市川市八幡6-24-2 第5若沢マンション3号	0473-37-8631	0473-38-3991
9	虹の会	338-0826	埼玉県浦和市大久保領家574	048-855-8438	048-855-8438
10	自立生活センター「遊TOビア」	360-0014	埼玉県熊谷市箱田325-2	0485-26-6760	0485-26-6760
11	自立生活センター・たいとう	110-0011	東京都台東区竜泉3-20-4 工藤荘	03-5603-5207	03-5603-5207
12	街かど自立センター	181-0012	東京都三鷹市上連雀4-1-8 福祉アカみれん内	0422-48-0648	0422-48-0648
13	自立生活情報センター	187-0003	東京都小平市花小金井南町1-12-2 ネット花小金井1F	0424-62-5923	0424-62-5923
14	わかこま・自立生活情報室	192-0907	東京都八王子市長沼町916-2 ネットたしろ第2-102	0426-35-5353	0426-35-5353
15	どろんこ作業所	202-0021	東京都保谷市東伏見6-1-36	0424-61-8364	0424-61-8364
16	たけのこ会自立生活センター	238-0052	神奈川県横須賀市佐野町1-35	0468-53-4673	0468-53-4673
17	自立ネットワーク・山梨	400-0811	山梨県甲府市川町506 山梨県立青少年会館内	080-879-0098	0552-28-6637
18	自立生活支援センター・新潟	951-8154	新潟県新潟市堀割町3-1	025-265-9377	025-265-9377
19	上田地域身体障害者自立生活支援センター	386-0024	長野県上田市大手2-3-3	0268-28-5522	0268-28-5522
20	共に生きる為のネットワーク・かかわり	411-0858	静岡県三島市中央町4-38	0559-76-3432	0559-76-3432
21	せと車いすセンター	489-0896	愛知県瀬戸市宝ヶ丘町363-3	0561-21-2824	
22	滋賀自立生活センター	525-0034	滋賀県草津市草津3-13-1	0775-65-9022	0775-65-9022
23	アワード21	630-8291	奈良県奈良市西笹鉾町16-10 ネット西笹鉾103	0742-23-9064	0742-23-9064
24	自立生活支援センター・びあ大阪	546-0033	大阪府大阪市東住吉区南田辺1-9-28 早川福祉会館内	06-622-1180	06-622-0423
25	セワ社	546-0044	大阪府大阪市東住吉区北田辺4-23-2 ミスタービル2F	06-719-8212	06-719-8213
26	障害者情報クラブ	665-0816	兵庫県宝塚市平井2-15-1	0797-88-4329	0797-88-0779
27	自立生活センター・オジー	669-1347	兵庫県三田市つつじが丘南3-8-9	0795-68-3796	0795-68-3796
28	ざ・夢社会	670-0808	兵庫県姫路市白国2-4-30	0792-82-7675	0792-82-7675
29	岡山自立生活応援センター	700-0032	岡山県岡山市昭和町14-12 たびだち作業所内	086-254-6986	086-254-4295
30	障害者自立生活センター・てーごす	733-0025	広島県広島市西区小河内町2-23-22-101	082-294-4185	082-294-4185
31	CILおのみち・障生連	722-0046	広島県尾道市長江2-24-46 うさぎとかめ保育園内	0848-37-1768	0848-37-1768
32	障害者の自立支援センター	790-0964	愛媛県松山市中村5-9-25 長生荘3号	0899-34-8654	0899-34-8654
33	自立生活センター・久留米	830-0061	福岡県久留米市津福今町181-5	0942-30-7433	0942-30-7433
34	障尊塾	834-0000	福岡県八女市大字本町599 八女福祉会館内	0943-23-0294	0943-23-0242
35	自立生活センター・ヒューマン17	854-0005	長崎県諫早市城見町36-4	0957-23-4751	0957-22-7554
36	障害者自立ネットワーク・センター大東	574-0015	大阪府大東市野崎1-21-17 グローリーワーク大東内	0720-62-0417	0720-62-0417
37	自立生活センターちくご	833-0031	福岡県筑後市山の井778-2 九産ビル105	0942-53-6468	0942-53-6468

ヒューマンネットワーク・熊本

加盟年度 1991年

所在地

〒882-0971 熊本県熊本市大江6-13-6

TEL 098-366-3329 FAX 098-366-8702

代表 東 俊裕

事務局長 坂口 士孝

センターの紹介

1981年「りんどう荘」という福祉ホームの職員による入所者の預り金や賃金使い込み事件がきっかけとなって、当会ヒューマンネットワーク熊本は産声を上げました。

当会の特徴はピア・カンやILP、介助派遣、送迎サービスなどの自立支援サービスだけでなく、社会的啓発、研修事業としての「ふれあいキャラバン」や交通アクセス、バリアフリー他への取り組みも活発に行っております。

その成果として、96年度には「熊本市新規採用職員研修」や「熊本産交バス職員研修」など小学校を中心に年間64回もの交流研修事業を行う事ができました。全国で初めての「ノンステップ電車」導入を実現しました。

運営状況

スタッフ数 13人 予算規模 ￥7,580,000

正会員数 400人 賛助会員数 50人 団体会員数 20人

提供している主なサービス

介助派遣、権利擁護、移送サービス、自立生活体験室の提供、住宅相談、ピア・カウンセリング講座、自立生活プログラム、機関誌の発行（ネットワークBOX）

障 尊 塾

加盟年度 1993年

所在地

〒834-0000 福岡県八女市大字稲富111

TEL 0943-24-2448 FAX 0943-24-2448

代表 大場 和正

事務局長 山下 恭平

センターの紹介

1993年に結成以来、ピアカン、ILPなどの講座や各種事業などを手がけてきた。又、95年には、政治への積極参加ということで、この団体から3人の市議員が誕生。現在、福岡県南で、障尊塾を母体に、各地にCILが出来、近い将来、もっと地域的活動に切り替わる時期だと思ふ。

運営状況

スタッフ数 7人 予算規模 ￥5,000,000

正会員数 15人

提供している主なサービス

介助派遣、移送サービス、自立生活体験室の提供、住宅相談

北九州自立生活推進センター

加盟年度 1993年

所在地

〒803-0811 福岡県北九州市小倉北区大門2-3-35

TEL 093-581-0131 FAX 093-581-0394

代表 林 芳江

事務局長 児玉 良介

センターの紹介

小倉の繁華街の一等地に借りた小さな事務所で、電動車椅子のスタッフも多い中、毎日と
ころ狭しと働いている。障害のある仲間へのサービスと併せて、北九州市の中で障害当事者
のニーズを反映させた団体として、行政に、企業に、関係団体等に働きかけている。

半数を占める脳性マヒのスタッフに加え、スタッフの障害にはバラエティがあり、センター
事務所の開設後、3年が経過した現在、既存の事業の充実と共に、運営の安定を図っていき
たい。

運営状況

スタッフ数 10人 予算規模 ￥10,810,000

正会員数 86人 賛助会員数 38人

提供している主なサービス

介助派遣、権利擁護、移送サービス、住宅相談、ピア・カウンセリング講座、自立生活プロ
グラム、機関誌の発行(GENKI)

てべの会

加盟年度 1995年

所在地

〒901-2215 沖縄県宜野湾市真栄原3-14-15

TEL 098-890-4890 FAX 098-897-1877

代表 長位 鈴子

事務局長 大城 律子

センターの紹介

障害を持つ者、そうでない者が共に生きれる地域作りを目指して、沖縄で活動しています。

運営状況

スタッフ数 12人 予算規模 ￥7,000,000

会員数125人 後援会数 67人 団体会員数 4人

提供している主なサービス

介助派遣、移送サービス、住宅相談、ピア・カウンセリング、自立生活プログラム、機関誌
の発行(あまくま)

自立生活センター・ヒューマンライフ

加盟年度 1996年

所在地

〒854-0005 長崎県諫早市城見町36-4

TEL 0957-23-4751 FAX 0957-23-4751

代表 濱本 貞信

事務局長 松島 和仁

センターの紹介

10名収容の寮を拠点にして、12年前より活動、その実績を軸として97年度から自立生活センターを設立しました。しかし、外部に向けての事業は一度も経験がないため、現在模索中。事業の実績としては、ピア・カウンセリング、ショートステイ、福祉情報など過去幾度か行っています。今後、介助サービス、自立生活プログラムに力を注ぎたいと思います。

運営状況

スタッフ数 3人

正会員数 15人 賛助会員数 5人

提供している主なサービス

介助派遣、自立生活体験室の提供、ピア・カウンセリング講座、自立生活プログラム、機関誌の発行（すたーと）

自立生活センター・久留米

加盟年度 1997年

所在地

〒830-0061 福岡県久留米市津福今町181-5

TEL 0942-30-7433 FAX 0942-30-7433

代表 古川 克介

事務局長 久我 義美

センターの紹介

私達は、過去10年間に渡り、「障害者の自立を考える成年の会」で障害者の地域での自立と完全参加と平等の実現を目指して活動をしてきました。「施設訪問や在宅訪問、サマーキャンプやバスハイク、福祉講演会や学習会、統合教育の推進」などを行ってきました。その結果、地域の学校へ通う障害者も増え、地域で暮らす障害者も少しずつ増えてきています。

しかし、まだまだ施設や在宅で、一步も外に出られない生活を余儀なくされている障害者も数多くいます。わたしたちはILセンターを設置し、全国のILセンターと連帯し、より多くの障害者が地域で暮らしていけるように組織だった活動をしていこうと考えています。

わたしたちにはILセンターの運動をとおして、誰もが住みやすいバリアフリーの街づくりや、介護派遣事業などを行い、障害者のはたすべき役割を明確にし、地域社会に貢献することによって障害者が必要で欠くべからざる者としてその存在価値をアピールしていきます。

運営状況

スタッフ数 5人 予算規模 ￥8,508,000

正会員数 22人 賛助会員数 60人

提供している主なサービス

権利擁護、移送サービス、住宅相談、ピア・カウンセリング講座、自立生活プログラム、機関誌の発行（フロンティアニュース）

自立生活センター・ちくご

加盟年度 1998年

所在地

〒833-0031 福岡県筑後市大字山ノ井778-2 九産ビル105

TEL 0942-53-6468 FAX 0942-53-6468

代表 阿志賀 俊範

事務局長 東 聖二

センターの紹介

巨大な羽犬が飛んでいるJR羽犬塚駅から歩いて5分、筑後市のメインストリートにある事務所には、障害を持つ人をはじめいろんな人が行きかいます。

6月の発足以来、変化に富む毎日に追われながらも、ILP、ピアカウンセリング、サルク（移動サービス）、介助サービス、情報提供・相談など利用者にとって真に必要なサービスの提供を目指しています。これからも脳性マヒ、筋ジス、頸損、脊損等、バラエティーな面々達は当事者パワーに益々磨きをかけ、強力なサポーターと共に多様なニーズに応えていきます。

施設の多い地域性を生かした筑後らしいセンターを！そして地域で自分らしくステキに生きる仲間が一人でも増えることを願って！

運営状況

スタッフ数 12人 予算規模 ¥2,810,000

正会員数 55人 賛助会員数 30人

提供している主なサービス

介助派遣、移送サービス、住宅相談、自立生活プログラム、機関誌の発行（サルク通信）



義肢・装具・福祉用具・医療器具

株式会社 有菌製作所

〒805-8538 北九州市八幡東区西本町4-1-5

TEL.093-661-1010・671-1010

FAX.093-661-1670（事務所）



関係資料(2)



参考資料(1)

この資料は1997年11月に、東京、大阪、札幌で開催されました「日米障害者自立生活セミナー」資料集の中から一部を掲載させていただきました。アメリカと日本における障害者の自立生活運動の歴史や取り組み、社会的背景などを知る上で、参考資料としてご活用ください。

政策と障害者のエンパワメント ある自立生活センターの方策（ストラテジー）の紹介

パラクォード（セントルイス I L センター）副代表
ジム・タッシャー（JIM Tucsher）

米国の自立生活センターは障害者、家族、友人、地域社会に対して多くのサービスを提供している。全てのセンターは4つのコア・サービスと呼ばれる基本的サービスを提供しなければならない。すなわち、（1）情報・参照、（2）ピア・カウンセリング、（3）個人・制度的な権利推進（アドボカシー）、（4）自立生活技術トレーニングである。一つを除き、全てのプログラムは障害者に対して直接にサービスを提供するように組み立てられている。例外である制度的権利推進は我々の社会から建築面、コミュニケーション面、態度面の障壁を取り除く目的を持っている。

この目的が達成された時に、障害者は、自らの障害に関連する障壁を経験することなく、住居、教育、雇用、医療、その他のアメリカンドリームを平等に手にすることができる。この目的が達成された時に、障害者は地域社会生活の全ての面で分けられることがなくなり、直接的サービスの必要はだいぶ少なくなる。多くの地域社会はこの目的達成からほど遠いのが現状である。社会政策部の業務は、パラクォードの他の全業務と同様に、障害者が社会の主流で可能な限り自立して、実り多い生活をするには障害者にも社会一般にもプラスとなるという確信に基づいている。

パラクォード社会政策部の使命は、セントルイス市とミズーリ州をこの目的に向けて、一刻も早く動かすことにある。この目的を遂げるために、バラエティに富んだストラテジー（方策、戦略）が用いられる。同時に複数の方策が使われる場合もあるし、それぞれの方法には重なる部分もある。

日本と米国では文化が異なり、米国でうまくいく社会政策に関する方策、戦略が日本で全部通用する訳ではないことを認めておく必要がある。しかし、米国での方策の一部、もしくは一部の要素を日本の異なった環境の中で、また違った方法で使うことができるかもしれない。パラクォードがよく使う方策をこれから簡潔に説明する。

直接のロビーイング

直接のロビーイングとは法律策定に影響を与える目的で、議員、議会職員、他の政府職員に接触することである。また、ミズーリの州法は政府の規定策定に影響を与えようと試みることを、「ロビーイング」と定義している。明確で活動の自由を認める規則があり、これをロビーイングに際して自立生活センター等の団体は遵守しなければならない。しかし、ロビーイングは障害者のエンパワメントに非常に効果的なので、規則に従うのは些細な代償にすぎない。

パラクォードは過去数年間にわたって州議会会期中、職員の一人をフルタイムのロビイストとして活動させている。活動には、他の障害者権利団体とのロビーイング活動を連絡・調整する、新法や既存の法律の改正案を起草する、議員や州知事スタッフと直接の話し合いを通じて法律を変えるべく運動する、議員に適切なデータを提供する、上院・下院の委員会で証言をする、障害に関する

法案に関して地元選出の議員に接触するように障害者に情報を流すことが含まれる。ねらいは議員を動かして、障害者が自立して実り多い生活をするのに役立つ法律を通させること、さもなくば、障害者の利益にかなわない法律を通させないことである。

パラコードのロビーイングは、他の障害者団体とも協力して、（１）州全体での介助事業の実施、（２）21の自立生活センターの設立と州からの全センターへの補助金交付、（３）有罪判決を受け、罰金を払う場合に、1件について50セント上積みし、自立生活センターの活動資金とする仕組み、（４）全ての障害者が自動的に不在者投票をする権利を持つこと、（５）障害者用駐車場の大幅な改善、（６）知事に報告する障害協議会の強化、（７）医療サービス改善、（８）職業リハビリテーションの予算増、という成果をあげてきた。

草の根ロビーイング

草の根ロビーイングとは他の障害者団体や一般の人を首長や議員、他の政策決定者に接触させ、障害者の生活を左右する法律、規則に影響を与えようと試みることである。地域に幅広い支持基盤があることを政策決定者が理解している場合に、法律や規則を変えられる可能性は高まる。ある問題に関して障害者団体に動員をかけるには、ファクス、電話を通じた「法律・権利推進連絡システム」が用いられる。一般の人を対象にはマスコミが便利である。関心のありそうな個人、団体の支持をまとめ、問題へのパラコードの影響力を強めることには利点が多い。

草の根の組織化

草の根の組織化とは障害者のエンパワメントへの地域社会の支持を強めるために、幅広い基盤を作ることである。目的は、必要な際に権利推進（アドボカシー）活動に参加する用意のある個人、団体のネットワークを作ることである。活動は通常2つの分野に絞られている。一つは既存の障害団体と協力すること、目的を共有する新たな障害団体の結成を促進することである。例えばパラコードはセントルイス障害者市民連合、ADPTA（介助者制度の即時制定を要求する障害者会議）、知事に報告する障害評議会、ジャスティス・フォー・オール、全米自立生活協議会と協力している。第2は障害者の権利がどのように貢献しているのか、そして介助など特定の課題に関して、社会に知らせることである。

メディアとの協力

メディアは権利を主張する際に有効である。テレビ、ラジオ、新聞で取り上げてもらえれば、その問題は社会の知るところとなり、世論の支持が得られるし、相手側にプレッシャーがかけられる。記者、ジャーナリスト、編集者、テレビ・ラジオのプロデューサーと関係を作っておくのが大切である。こういった関係を築き、深めていく方法は、障害者に関係する時事問題、催しに関して注意を促すプレスリリースを出すことである。メディアを通じて権利を訴えるには、投書欄や意見のコーナーに書いて送る手もある。これは特定の政策や事業の必要性を社会に訴え、社会に理解してもらう簡単な方法である。

申し立てと訴訟

申し立てと訴訟は通常、最後の手段である。交渉を通じて差別行為に関して解決しようとした後でのみに用いられる。申し立ては、ある法律の遵守に関する紛争を解決するための苦情申し立て手続きがある場合に行われる。訴訟は法的権利の明確な侵害が起こった場合に用いられる。多くの法律には、ある機関が差別を行っていると思なした場合に訴訟費用の支払いを命じる規定がある。この規定によって、貧しい障害者も法廷で権利を追求することが可能になる。

権利主張・権利擁護（アドボカシー）技術の活用

権利主張・権利擁護をする者（アドボケート）は一つ、もしくは複数の方策（ストラテジー）を使って多くの役割を果たすことができる。役割は広範にわたっている。すなわち、研究、組織のオルグ、ロビー活動、調査活動、メディア対策、そして過激な行動である。アドボケートは、ある特定の活動が気に入ったり、自分の得意分野を見つけるかもしれない。例えばある人は、ADA（米国障害者法）の下での都市間バスの要件を調べるのに関心を持つかもしれないし、別の活動家は障害者を差別するバス会社の前でデモを行うことがおもしろいと思うかも知れない。デモや抗議行動の方が注目を浴びがちだが、「人目を引かない」政策分析や、政策立案の価値もまさるともおとらない。肝心なのは、全てのアドボケートが、それぞれのやり方はちがっても、力をあわせて、同じ目的に向かって一つの集団として活動することである。

政治的エンパワメント

障害者票：障害者の票の力は米国でようやく認められるようになってきたばかりである。1988年と1992年の大統領選挙で障害者票は、当選者と次点者の票差の半分弱に相当した。障害者票のパワーの拡大を察知し、1996年には全国的な政党が障害に関する車のバンパーステッカーとバッジを大統領選挙に関して史上初めて使用した。人口の19.4パーセントを占める障害者、また、その家族、友人、そして医療機器メーカー、リハビリテーションカウンセラー、言語療法士、作業療法士などの障害関連業界の政治的影響力を考えると、このような障害者票の認知が遅すぎたというのが、障害者の権利のアドボケートの見方である。パラコードが行っている障害者の投票促進活動には、有権者登録運動、「投票に行こう」運動、不在者投票の便利さを障害者に知らせる運動などが含まれている。

選挙運動：自立生活センターの職員が勤務時間中に政治的運動をすることは許されていない。しかし、パラコードは職員、全ての障害者が自ら支持する候補者の選挙運動に、市民として自らの時間を費やして参加することを勧めている。米国のシステムが障害者の権利問題に適切に取り組むようにするために、選挙運動のあらゆるレベルに障害者が参加しなければならない。市民が行いやすい選挙運動には、候補者が障害問題に関するポジションペーパーの起草、選挙集会の企画、選挙集会への参加、選挙運動への資金提供、選挙ビラの発送、ポスターやバンパーステッカーなど宣伝材料の配布がある。

どの方策（ストラテジー）を用いるかの決定

差別的な法律・規定を改正するように求めるだけで、不当な行為がなくなる場合もある。しかし、パラコードの経験から見ると、社会政策を変えようとする抵抗に遭う方が普通である。変化への抵抗がある場合、その問題が行動に訴えるに値するほど重要であると判断されるならば、前述の

への抵抗がある場合、その問題が行動に訴えるに値するほど重要であると判断されるならば、前述の方策のうちどれかを発動させなければならない。どれを使うかを決定するには、変化に抵抗している相手を「生き物」として見なすのである。すると「その生き物が生き続けるには何が必要か」が第1問となる。それが原始的アメーバであれば、答は適量の酸素、湿気、酸度などである。相手が「アクセスできない美術館」であれば、答は理事会の支持、スポンサーからの寄付金、社会的イメージの良さ、法律の遵守、政府からの補助金である。次にこのうちのどれをパラコードが攻められるか、影響を与えられるかを見極めねばならない。少し下調べをして、例えば、「理事会とパラコードの接点があるか、スポンサーとの接点はどうか。マスコミを使えば、イメージダウンできるか。法的措置に訴えるのは適切か。ロビー活動をするとその美術館への公的補助金に悪影響を与えるか」などを検討する。これらの答に基づいて、最も効果的な方策を実施する。

米国障害者法（ADA）の成立

ADAは障害者の権利のアドボケートが前述の方策を首尾よく実行した例である。1980年代半ばに障害者運動は、障害者が社会に完全参加する市民になるためには、包括的な公民権法が必要だという結論に達した。この結論から、全米で草の根の組織化活動が開始された。数千、数万の差別のケースが全ての州で集められた。障害者の権利を確立する新しい法律を支持する障害者、社会全般の広範な支持基盤を築くためである。80年代末にはADAを成立させるための大規模な運動が始まった。草の根のアドボケートが州レベル、地域レベルで組織され、地元選出の議員との地域での会合、手紙・電話作戦を通じた草の根ロビーイングを行った。障害者の権利のアドボケートは1980年の大統領選挙にかつてないほど積極的に動いた。ワシントンDCの中核的アドボケートチームが直接的ロビーイングを行い、数百の草の根ロビーイストがワシントンに出向き、デモを行い、地元選出の議員に首都で面会した。

障害者が基本的公民権を求めて闘っていることを社会に伝えるために、メディアは全ての段階を通じて活用された。1990年7月26日ジョージ・ブッシュ大統領はADAに署名し、法律として成立させた。ADAの完全実施はまだまだだが、障害者は法の下で平等な権利を持ち、差別に対しては苦情申し立て、訴訟をする法的基盤を持っている。

PHOTO COMPOSITE PROCESSING.
CG CREATING.
CDROM CREATING.
ILLUSTRATION WRITING.
DESSIGN.
PRINTING.
INTERNET.



芸術的・最新鋭・企業
イメージ
奏でます。

第三セクター方式による重度障害者雇用企業

株式会社サンライン
〒800-02 北九州市小倉南区葛原東3丁目1番1号
TEL 093-475-5757 FAX 093-474-1300

- 病院・医院施設等の寝具類貸与及び洗濯
- メディカル関連商品の貸与・販売
- ホテルリネンサプライ
- 在宅介護用品貸与・販売

TAIYO 太陽セランド株式会社

代表取締役会長 **中島 勲**
代表取締役社長 **中島 健介**

- 本社／福岡県田川市大字川宮1200
TEL 0947-44-1847・FAX0947-44-5805
- 北九州支店／北九州市八幡西区本城東2丁目4-8
TEL 093-603-3512

リハビリテーション法 ～自立生活センターの基準～

自立生活センターを援助するために利用できる連邦の補助金を得る資格を与えるために、組織が従わなければならない7つの基準がある。基準は、1992年に修正されたリハビリテーション法第7章725条に明記されており、その詳細は以下の通りである。

- (1) 理念 センターは、以下にあげる自立生活の理念を、促進し実践しなければならない。
 - (A) 意思決定やサービス提供、経営、政策の確立、センターの指針に関するセンターの消費者管理
 - (B) セルフ・ヘルプとセルフ・アドボカシー
 - (C) 障害をもつ人同士の関係とピア・ロールモデルの展開
 - (D) 公立か民間か、資金源に関わらず、重度の障害をもつ個人が同等に、社会に参加し、すべてのサービス、プログラム、活動、資源、設備を利用することを可能にする。
- (2) サービスの用意 センターは、幅広い重度の障害をもつ個人に対しサービスを提供しなければならない。センターは、さまざまな障害を基準にして（この法令の下のプログラムによってはサービスが用意されていないか行き届いていない集団のメンバーである障害をもつ個人を含む、すべての異なった種類の重度の障害をもつ個人のために）、サービスを提供しなければならない。

サービスを利用する資格は、どの自立生活センターにおいても、1つもしくはそれ以上の特定の重度の障害の存在に根拠をおいてはならない。

- (3) 自立生活の目標：センターは、センターによるそのような支援を求める重度の障害をもつ個人によって選出された自立生活の目標の展開と達成を促進しなければならない。
- (4) 地域社会での選択権：センターは、重度の障害をもつ個人による自立生活の目標の展開と達成を促進するために、自立生活のため地域社会での選択権の質を向上させるとともに、有効性を高めなければならない。
- (5) 自立生活の中心となるサービスセンターは、自立生活の中心となるサービスと、7（30）B項に明記された他の自立生活サービスを組み合わせるものを、適切に提供しなければならない。
- (6) 地域社会の受容力を高める活動センターは、重度の障害をもつ個人のニーズを満たすためにセンターのサービス地域内における地域社会の受容力を高めるための活動を行わなければならない。
- (7) 財源開発の活動：センターは、この章で述べたもの以外の収入源から資金を得るために財源開発を行わなければならない。

指針をとおしての承諾の報告（書面と現状での概観）：指針は、1993年12月の管報の中に“規則作成の提案の告知”として発行されている。国民は、1994年2月22日まで、意見を用意する機会を持った。最終の“公認”の指針は、1995年の夏の終わりまでに公表されるだろう。指針が公認となった後は、それらの指針は、第7章パートCの自立生活センターの財源に関する評価において利用されるであろう。

自立生活パラダイムと伝統的パラダイム

この表は、医療・職業リハビリテーションサービスへの伝統的アプローチと自立生活が用いる消費者主導アプローチとの比較である。

	医療モデルと リハビリテーション パラダイム	自立生活パラダイム
問題の定義	肉体的・精神的機能障害；職業能力の欠損（職業リハビリテーションシステムにおいて）	専門家、家族などへの依存；対立的な態度と環境
問題の所在	個人（個人は“治療”されなければならない）	環境；医療かつ/または、リハビリテーションの過程そのもの
問題の解決方法	専門的介入；処遇	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障壁の除去 2. アドボカシー（権利擁護） 3. セルフ・ヘルプ 4. ピア・ロールモデルとピア・カウンセリング 5. 選択とサービスにおける消費者管理
社会的役割	障害をもった個人は“患者”であり”クライアント”である	障害をもった個人は“消費者”であり“利用者”である
誰が管理するのか	専門家	“消費者” または“市民”
望まれる結果	最大限のセルフ・ケア（また“ADL”）；職業リハビリテーションシステムにおいては有給の職業につくこと	統合された地域社会での毎日の生活のための容認可能な選択を管理することを通しての自立

Developed by Gerben Dejong 1978; adapted/expended by Maggie Shreve

日米障害者セミナーレジュメ

ヒューマンケア協会 中西 正司

1. 歴史

1982年米国から日本に障害者リーダー連が日本全国を回り自立生活運動を伝えた。このとき日本の障害者達は初めてリハビリテーションを受けて健常者に近づくことを一生の目的とすることを課せられてきたのは間違えた考えだということを知った。そして介助を受けながら地域で暮らすことは正しいことであり、自分の人生を自分で選択し、決定していくことが一番重要だということに気づかされた。

自立生活のための福祉サービスの担い手になるという「事業体」設立への明確な意志をもって始まったのは1986年の「ヒューマンケア協会」である。ここでは障害種別や地域団体の枠に捕らわれる事なく、有能で機能的な事務所を作ることが目指された。モデルとなったのはセントルイスのパラクォッドであった。

日本の状況に照らして変更されたのはコーディネーターを入れての介助者派遣サービスとILプログラムの内容であった。

当初日本に米国で生まれた自立生活プログラムは定着しないのではないかとの風評もあったが、各地で優秀なリーダーが次々に生まれたため杞憂に終わった。

1991年全国自立生活センターが結成され、リーダー養成システムができたことで一気に全国に広まることとなった。

この背景には介護料要求運動を進めてきた仲間たちの打ち立てた成果があり、その生活基盤の上に自立生活運動が乗って発展してきたという側面を見落としてはならない。

2. 日本はここまできた

①財源・制度

東京都の地域福祉振興財団が設立され、そこでILプログラムに助成してほしいとのヒューマンケア協会の要求が通り、以降介助サービスとILプログラムに助成金が出たことはILセンターの進展に大きな弾みをつけた。

1997年、国の市町村障害者生活支援事業というピア・カウンセリングや自立生活能力を高めるための支援がメニューとされる制度ができたことで、自立生活センターは全国的な展開ができる財政的根拠を得たと言える。これは自立生活センターを想定して作られたため従来の厚生行政の枠を大きくはみ出すものとなった。第1に社会福祉法人等の法人格のない任意団体が受託できる道を開いたこと、第2に社会福祉士等という形で国家資格のない障害者にピアカウンセラーという位置付けで正規職員の道を開いたことである。第3にホームヘルパーの派遣や福祉サービスの決定

権を実質的に実施主体に与えたことである。

②人材

ピアカウンセラー養成講座やILプログラム・リーダー養成講座が全国で毎年精力的に実施されたため、この10年で相当数のリーダーが生みだされたが、実質はセンターの設立数が急速なため職員の養成が追いつかない状況である。各センターとも障害者の人材難に苦しんでいる。人材養成は時間のかかる作業である。若手の育成に努めたい。

③組織

1991年にJILが結成され、そこにILピアカン、介助、運営、権利擁護等の小委員会が作られ、そこで運営の手法を教える所長セミナー、ILピアカンのリーダー養成講座、介助サービスの運営方法を伝える講座等が頻繁に開催された。またTIL（東京都自立生活センター協議会）では都での自立生活センターの本格的な支援制度の確立を目指している。

3. 今後やることと解決をしなければいけない問題点

①生活支援事業をILCの財政基盤とすること。

現在全国40か所のうちILC系で6か所しか取れていない。そこでこの流れを変えるために全国協議会を作り講習会を開催している。国では今、障害者のケアガイドラインを作ろうという動きがある。これをケアコンサルタントという情報提供機関の位置づけにし、生活支援事業の事業に組み込むことが適切と考えている。

②障害本人の専門性をどう認めさせるか、いわゆる専門家との関係

市町村障害者生活支援事業で障害者がピアカウンセラーという位置付けで施策に乗ったことは「自立生活において障害者は専門家である」という我々の主張が認めざる得ない知識や経験に基づいていたからである。これをケアガイドラインというような領域でも認めさせていきたい。米国では専門家との深い溝は埋まらないと昨年ガーペンテジョングは言っていた。

③IL運動から政策参加への道

日本では障害者の政治参加は精々市議会レベルである。国レベルでの成果は官僚との協議や交渉で勝ち得た生活支援事業等にとどまる。米国では政治参加でIL運動はどんな点で得しているのか損している。

④運営と理念の相克

日本では介助サービスの行政委託を受けるべきかどうか議論になっている。ADAでは障害種別をエイズにまで拡大しているが、ピアカン、等の本来障害者でなければできないサービスに支障が出るのが考えられる。運営と理念の相克についてどう考えるか。

⑤海外、特にアジアへの援助

DPI等の活動の成果としてアジア各国でもIL運動への理解が広まってきている。アジアでは一方日本政府等の援助により施設建設が始まりつつある。施設ケアを経由する事なく自立生活に入れるようできる限りの援助をしていきたい。フィリピンに続いて韓国でのIL講座の開催を予定している。

日米障害者セミナーレジュメ

全国自立生活センター協議会代表 樋口 恵子

1. 全国自立生活センター協議会（J I L）の成り立ち

日本で最初の自立生活センター・ヒューマンケア協会設立から4年後、東京で5か所、名古屋、静岡、京都、札幌など仲間は増えつづけ、情報の交換やノウハウの提供など個別に行ってきました。東京のメンバーを中心に何人かで話し合いを続け、協議会の核を作ってきました。

一方、リハビリテーション専門家は、東京都心身障害者福祉センターの自立プログラムの実施等障害当事者に先行して行ってきた集団が中心になり、自立生活問題研究集会を1988年から行ってきました。3回目の自立生活問題研究集会（1991年）から障害者と専門家が共に開催することになり、自問研の前日に全国自立生活センター協議会が発足しました。

現在自立センターは73か所を数え、北海道から沖縄まで広がってきました。自立生活センターの規定は、代表、事務局長が障害者であること、運営委員会など最高決定機関の過半数のメンバーは障害者であることなど、アメリカの自立生活センターに習って決めてきました。

権利擁護を基本として、介助サービス、自立生活プログラム、ピアカウンセリング、住宅などの相談事業、移送サービスなどの事業を行う集団として、福祉サービスの担い手として地域の仲間と連帯してきました。

2. 自立生活センターの抱える課題

①財源

常勤スタッフ1人分の人件費と事務所維持のレベルのセンターが、地方を中心に全体の4分の1、地方の行政からの補助金が得られていないところが多く、現行制度で補助金の得られる作業所などと並行させて、自立生活センターを運営しているところが多い状況です。昨年からスタートした市町村生活支援事業は運動の成果で、40か所のうち6ヵ所が自立生活センターで委託を受けることができました。全国800ヵ所を作ろうとしている制度なのでこれを大いに利用して、全国の自立生活センターがこの委託を受けられるよう、J I Lとして国や地方行政への働きかけを強化していくことが急務となっています。

②人材

自立生活センターの中心をになっているのは幼い時から障害を持ってきた人たち、特に脳性麻痺者が多く、それに、労働市場の中に埋没してきた頸椎損傷など初めて障害者運動に参入してきた、全身性の障害者が圧倒的多数を占めています。脳性麻痺者は日本の障害者運動の中で、障害を肯定し、健常者社会に紛れることなく、障害者文明を作り出そうとした特異な存在で、自立生活運動の先駆けでした。

重度であるがゆえに介助者を常に必要とし、行政的、制度的支援が得られない中から、地域での自立生活を達成してきた、その経験が日本自立生活運動を着実に広げてきたといえます。しかし、重度であるために行政から見ると保護の対象の感覚が強く、働く主体としてみられにくいということがあります。自立生活センターの認知度を低くしているということも現実です。

自立生活センターの数が急増していることと、障害者の教育課程で十分に力をつけてこれなかつ

たために、力を持った障害者が少なく、人材養成プログラムやマニュアル作り、自立生活センターの立ち上げの時期に人材を派遣することなど、J I Lがになう必要があります。

障害の積極的な受容をうながし、自己信頼を十分につちかい、地域の社会資源を使いこなすことができるピアカウンセラーを多く、世に送り出してきましたが、J I Lがピアカウンセラーの資格認定をすることで、自立生活センターが市町村障害者生活支援事業の委託先となる可能性を拡大していくものと考えています。

3. J I Lの課題

①地域格差の解消

全国の自立生活センターが、市町村生活支援事業の委託先として適切と、地域の行政に認めさせるための支援として、国への働きかけと同時に、中央から地方に出向き、自立生活センターと地域行政の間に入り、調整、センターへのノウハウの伝達。

②自立生活センターの認知度を高める

広報活動や、国際的な連帯で、自立生活運動の輪を広げていく。1人の市民として、当り前に生きていくための、まちづくりや教育など障害当事者の視点から、ノーマライゼーションの思想を各地で実践すること、アピール、広報していく。

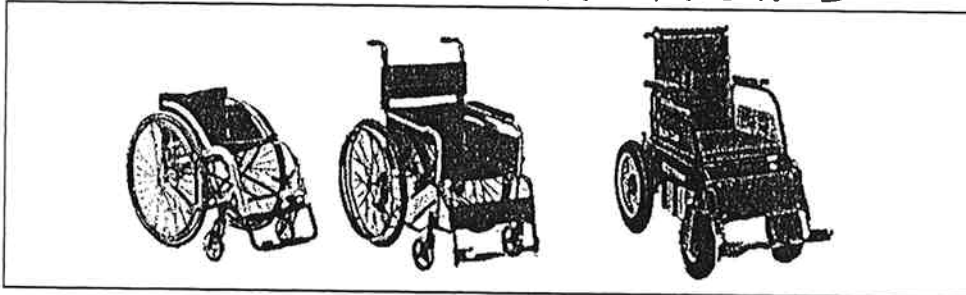
③政策決定への参画

政策決定の場にてできるだけ多くの障害者を送り出し、発言力を高めることと、ネットワークして情報やノウハウを障害者の中で生かす。

④エンパワーメント

障害をもって生きてきたことを消極的に評価し、障害を持つ仲間と連帯していきることの心地よさを、一人一人が感じる自立生活センターを作っていくことで、教育やリハビリの中で培ってきた無力感と決別していく。

大きな行動範囲は品質の良さから



◎各種リハビリ機器のご用命も承ります。



日本ウイール・チェア株式会社

■本社・工場 〒188-0014

東京都 田無市 芝久保町2-22-31
TEL 0424-63-1511(代表)

支店

◇岩手(水沢市) 0193-24-8067

◇関西(大阪市) 06-391-6022

◇中部(宝籠町) 0552-73-6711

◇千葉(千葉市) 043-264-4939

◇福島(福島市) 0245-46-6981

◇九州(北九州) 093-613-2833

**介護住宅のことなら、信頼と実績
のある当組合まで
手すり取付から新築工事まで
なんでもお任せ下さい。**

北九州在宅介護住宅事業協同組合

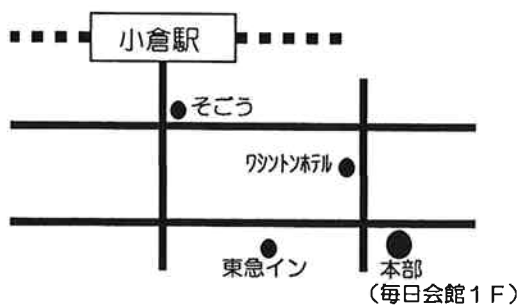
許認可番号
8北商第37号-7

事務局 北九州市小倉北区紺屋町13-1 毎日会館1F

TEL 093-521-2137 FAX 093-541-1968

【組合各社】

(株)オキタ建設	八幡西区引野 2-5-6	TEL 642-5070
(株)安井組	八幡西区田町 2-7-1	TEL 621-2131
北鐵建設(株)	八幡東区西本町 1-11-3	TEL 661-8767
渡部建設(有)	八幡西区陣原 2-7-15	TEL 641-7290
中村建設(株)	遠賀町大字別府 3565-1	TEL 293-3080
安井工業(株)	八幡西区田町 2-1-31	TEL 631-1166
(株)ダイケン住宅	小倉北区紺屋町 13-1	TEL 541-1977



事務局

TEL 093-521-2137

北九州すこやか住宅推進協議会会員
北九州市住宅リフォーム促進協議会会員



関係資料(3)



参考資料(2)

「児玉良介」 アメリカ留学レポート

米国自立生活センターでの研修を終えて

研修報告と日本の自立生活センターでの課題

北九州自立生活推進センター 児玉良介

はじめに

私は財団法人広げよう愛の輪運動基金の援助により、昨年3月から今年の3月まで、米国セントルイスにある自立生活センター、パラクォードにて研修を行うことができた。パラクォードは、参考資料1にスピーチの概要を掲載しているジム・タッチャー氏が副所長を勤める自立生活センターであり、米国では最大級のものである。ここでは、その歴史から、システム、事業、手法に至るまで、米国の障害者福祉をリードしているパラクォードについて、研修の感想も交えながら御紹介していきたい。そして、その上で、日本の地方の小さな自立生活センターである北九州自立生活推進センターのかかえる問題を挙げ、研修成果を生かしながら、今後どのような取組みをしてゆけばよいかを考えてみたい。

パラクォードの歴史

パラクォードは1970年、ミズーリ州セントルイスに、マックス・スタークロフによって設立された。マックスは21才の時に交通事故で、電動車いすを使用する頸随損傷者となり、24才の時から13年間、療護施設での生活を余儀なくさせられたが、1975年に、施設を出て結婚し、パラクォードの活動を本格的に始めた。当時、重度の障害者が施設で暮らすのは当たり前で、建物の入り口や歩道はどこも段差だらけであり、車いす使用者が、バスや電車などの公共交通機関を利用するのも大変だった。設立以来、パラクォードは、公共交通機関、住宅、介助、雇用、教育など、障害者に関するあらゆる問題に積極的に取り組み、1990年に成立したADA（障害を持つアメリカ人法）にも大きく貢献した。

パラクォードが設立してからの28年間に、セントルイスに住む障害者の環境は一変したといえる。公共交通機関のアクセスに関して、路線バスは、ほぼ100パーセントに近い割合で車いす使用者のためのリフトを装備し、電車は、プラットホームと車両の段差が解消され、すべての駅にはエレベーター、あるいはスロープが設置された。さらには、コール・ア・ライド（Call-A-Ride）と呼ばれる、高齢者と障害者を対象としたリフト付きバンが登場し、出発地の入り口から目的地の入り口までの送迎を行うようになった。建築物のアクセスに関しては、障害者向けのドアやバスルーム（トイレ・浴室）、キッチンなどを備えた住宅が増え、自動ドアや身障者向けのトイレなどを備えた、図書館、レストラン、スーパーマーケットなども、格段に増えていった。また、在宅の障害者の増加に伴い、障害者のニーズに応じたサービス提供を基本とする介助者派遣制度も登場した。雇用に関しては、障害の種別や程度を問わず、様々な分野で働く障害者が増え、教育に関しては、障害児と健常児の統合教育が叫ばれるようになっていった。

このように障害者にとって見違えるようになったセントルイスだが、これらの変化は、パラクォードを中心とした障害当事者達の地道な運動が成し遂げたものだといえる。

パラクォードのシステム、事業

パラクォードのスタッフは35人で、半数以上が障害者であり、脊髄損傷（頸随、胸随、腰随損傷）、ポリオ、脳性麻痺、小人症、視覚、聴覚、筋ジストロフィーなどの障害をもっている。パラクォードは大きく5つの部門、直接サービス部門、雇用サービス部門、管理部門、政策部門、運営・資金調達・広報部門に分かれている。

それぞれの部門について少し詳しく説明してみたい。直接サービス部門は4つのポジション、障害者に直接会って、制度利用や自立生活技術の教授を行う「自立生活スペシャリスト」、電話での問い合わせに関して情報を提供する「情報と照会のスペシャリスト」、インターンや新スタッフの教育を行う「研修・教育に関するディレクター」、そしてそれらのスタッフを監督する役の「プログラム・ディレクター」で構成されている。情報と照会のスペシャリストは2名、2つのディレクター職は各1名ずつだが、自立生活スペシャリストは10名おり、それぞれパラクォードの事業を担当している。聴覚障害者へのサービス提供を目的とした「ろうあ者プログラム」、黒人障害者へのサービス提供を目的とした「コミュニティ・アウトリーチ」、障害者やその家族を対象とした「ユース・ファミリー・プログラム」、障害者のもとに派遣されているピア・カウンセラーの調整を行う「ピア・カウンセラー・コーディネイト」、障害者のニーズに応じた介助者派遣サービスである「パーソナル・アシスタント・サービス」などがそれである。この直接サービス部門は、5つの部門の中で最も大きく、14名のスタッフで構成され、そのうち13名がなんらかの障害を持っている。

雇用サービス部門は3人のスタッフが担当し、サービスの利用者（障害者）に、面接の受け方や履歴書の書き方などを教えると共に、職の斡旋を行っている。毎年約100人程度が、このサービスによって仕事を心得ており、障害別に見ると、聴覚障害者の割合が比較的大きい。管理部門では、会計、物品の管理、コンピューターネットワークの管理などがあり、5人のスタッフが担当している。

政策部門は、ミズーリ州議会での障害者に関する法案の通過、阻止などを目的として設けられており、副所長とそのアシスタントの2人が担当している。とても重要なポストであり、デモンストレーションやロビー運動などは、この部門の指示によって行われることが多い。

PEER SPACE

Notice

代表 神保明美

ピアスペース ノーティス

〒802-0007 北九州市小倉北区船場町6番3号
TEL・FAX 093-511-2592

平日●AM11:00~PM7:00
土・日・祝日●AM11:00~PM6:00 定休日(火・水曜日)

BIG BEAR'S PIZZA

あなたの街に・・・ビッグベアーズピザ!!

株式会社ビッグベアーズフーズサービス



代表取締役 魚本 法一

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ■城野店 941-1304 | ■中間店 245-2223 |
| ■木町店 583-5566 | ■黒崎青山店 631-4000 |
| ■徳力店 963-1299 | ■八幡店 661-1414 |
| ■曾根店 472-3699 | ■戸畑店 873-6060 |
| ■神岳店 551-3336 | ■岡垣店 281-1144 |
| ■門司店 371-9392 | ■苅田店 436-2250 |
| ■門司港レトロ店 322-3400 | ■行橋店 09302-3-1113 |
| ■浅川学園台店 693-8818 | ■福岡原店 846-1131 |

最後に運営・資金調達・広報部門だが、所長のマックスが監督している部門で、特に資金調達と広報活動において、障害者の間だけでなく、世間に広くその名前を知られている彼が、大きな役割を果たしている。また、広報活動の中には、インターネットを使ったものも含まれている。

広報活動と資金調達

私は1年間、自立生活スペシャリストの養成として、主にパーソナル・アシスタント・サービス、情報と照会のサービス、政策部門でのロビー運動などに関して学んだ。研修を行っていく中で、よく感じてきたことだが、パラコードの事業というのは非常によく組織化されており、効率的、機能的に行われていた。しかし、研修の中で最も興味深かったものというのは、中心的に学んだ直接サービスに関するものではなく、広報活動に関するものだった。

パラコードは、パラコードがどのような団体で、どのような事業を行っているかを一般市民に伝えるために、また、障害者問題の啓発のために、ポスター、ビデオ、テレビCMといったものを活用していたが、どれも非常に優れたものばかりだった。障害者問題啓発のためのポスターに次のようなものがあった。電動車いすに乗った障害者が、装備されているリフトで路線バスに乗り込んでいる写真で、その下の方に、「ジョーは、このバスを20年間待ち続けてきた」というコピーが載せられていた。このポスターは、リフト付きバスがなかったため、車いす使用者が長い間不便な生活を強いられてきたことを物語っており、見る者にインパクトを与える。

ビデオに関しても、「パラコードがいかに地域の障害者の自立に貢献しているか」ということをアピールした作品を製作しており、パラコードを訪れた一般の人達などに見てもらっている。

また、セントルイスの地方テレビ局と提携して製作した「マックスと魔法の薬」という作品は、マックスの障害をもってからの半生をドキュメンタリータッチに仕上げたものだが、有名なエミー賞を受賞しており、パラコードで販売も行っている。

パラコードのテレビCMとパンフレットは、同じ広告代理店の製作によるもので、一流のカメラマン、コピーライターが用いられており、非常に洗練されたものだった。CMやパンフレットに採用されているモデルも、美しい電動車いすの女性だったり、車いすの溶接工だったりして、見る者を引きつける。

営業品目

- 介護用ベッドの販売及びレンタル
- 医療機器及び用品の販売
- 健康用器具類の販売及びレンタル
- 家庭介護並びに家庭介護に係る商品の販売及びレンタル。

FRANCE BED MEDICAL SERVICE CO.Ltd

フランスベッドメディカルサービス株式会社

〒807-1252

福岡県北九州市八幡西区大字野面852-1

北九州営業所

TEL 093-619-3066 / FAX 093-619-3067

スパゲッティ専門店
丸子

北九州市小倉北区中井5丁目18-18
TEL 581-8957 (店休日 火曜)

さて、一般市民への重要なPRの手段として、マスコミを通じたものがあげられるが、パラコードは彼らとの間に強いつながりを持つことに成功している。それは、障害者に関する問題が持ち上がった場合、テレビ局や新聞社がマックスにコメントを求めるといった習慣ができているほどである。このような関係を築き得た背景には、長年、パラコードがニュースヴァリューのある話題や情報を、できるだけ多く彼らに提供してきたということがあげられる。

マスコミはパラコードに対して、「障害者に関することは、パラコードに聞けばよい」というイメージを持っているといえるが、それは一般市民に対しても同じことがいえる。パラコードにかかってくる問い合わせの電話は、毎月100件を越し、内容も障害者に関するありとあらゆるものがある。

このようなパラコードの知名度の高さは、寄付の増加にも大きくつながっている。数年前のパラコードの年収は約130万ドルで、そのおよそ半分が公的な助成金だが、毎年、個人、団体、企業などからも数十万ドルという寄付金を受けている。提供するサービスの充実は、何よりも大切なことだが、それは十分な資金があつてのことである。パラコードのPRを重視する手法は、日本の福祉団体などでは、今までに聞いたことのない、非常にユニークなものだと感じた。

障害者同士の団結の重要性

さて、研修の中で学んだことの最大のものは、「障害者同士の団結の重要性」である。個々の力というのは小さなものだが、それらが一つになり、ある目的に向かって放たれる時、それはとてつもない威力を持つ。私は何度か、バス会社などを相手にしたデモンストレーションに参加する機会があったが、その一つは、11月の凍えるように冷たい雨の中で行われたもので、濡れることもいとわず、スピーカーで「アクセスは公民権だ」(Access is the civil rights!)と声を張り上げる、大勢のたくましい障害者の姿がそこにあつた。ADAの成立も、まさにこの団結したたくましさで成し遂げたものであり、そこで発せられた言葉は、長い間自由と尊厳を奪われてきた障害者の魂の叫びであつたに違いない。研修中、ADAを記念する障害者の「行進と大集会」がセントルイスで催され、ADAの生みの親であるダスティン・ダート・ジュニアが、壇上に立ってスピーチを行ったが、その終わりに彼が何度もくり返したのが、やはりその「障害者同士による団結の重要性」だった。

北九州市の障害者を取り巻く環境

話の舞台をセントルイスから北九州市に移したいと思うが、2つの都市における障害者を取り巻く環境というのは、相当に異なっているといえる。まずは、公共交通機関、JR、西鉄バス、モノレールの3つのアクセスについてだが、JRとモノレールでは、プラットフォームと車両の間はかなり大きな段差があるため、車いす使用者が車両に乗り降りする際、必ず駅員の補助を必要としている。また、「上り」「下り」とも、改札口からプラットフォームまで、エレベーターかスロープ、または階段昇降機が設置されている駅というのは、ほんの数駅で、ほとんどの駅には階段や段差が存在する。西鉄バスでは、いくつかの路線には、車いす使用者向けのスロープを装備してあるバスが走っているが、走っていない路線の方が圧倒的に多い。

次に住宅に関してだが、市営住宅には障害者向けのものが存在するが、数は十分ではなく、単身者の入居は認められていない。民間の障害者向けの物件では、その数はさらに少ない。住宅以外の建築物、例えば、レストランやスーパーマーケットなどに関しても、入口に段差があつたり、通路

が狭かったり、エレベーターや身障者向けトイレがなかったりするものがほとんどである。

介助に関しては、現在、公的なヘルパー派遣制度が存在するが、最大で週に3回、1回につき3時間のみで、介助の内容や時間帯にも制限があるため、1日24時間の介助を必要としている重度の障害者などには、時間が全く足りなかったり、日中仕事を持つ障害者などには、サービス自体利用できなかったりする。介護人派遣事業やガイドヘルパーといった制度も存在してはいるが、やはり時間的な制限があり、1日に長時間介助を必要とする障害者には全く足りない。

雇用に関しても、障害者を雇用していない企業がほとんどで、仮に雇用していても、軽度の障害者、例えば足や手などの体の一部だけに障害を持った者が中心であったりする。最後に教育に関してだが、障害の程度が軽度であっても、小中高と養護学校へ通うケースが多く、車いすの障害児などは、まず普通校に行くことはない。一方、大学などでは、電動車いすを使用する重度の障害者を受け入れているところもあり、状況は比較的よいといえる。

北九州自立生活推進センターの今後の課題

さて、北九州市の障害者を取り巻く環境を、公共交通機関や建築物のアクセス、住宅、介助、雇用、教育といった点から見てみたわけだが、これらすべてにおいて、大幅な改善が必要だといえる。それには、今後、市や企業とできるだけ多く話し合いの場を持ち、改善に向けての具体的な取組みを話し合っていくことが重要だろう。つまり、これまで以上に、権利擁護活動を行っていくことだが、これを効果的に行っていくには、グループによる活動が有効である。例えば、普段から不便な公共交通機関を利用している者達のグループ、建築物や歩道のアクセスに不便を感じている者達のグループ、ヘルパー制度の改善を必要としている者達のグループ、仕事を探している者達のグループなどを組織し、不便を感じている者の声をできるだけ多く集め、市や企業との話し合いの場で提出する。当事者の声ほど説得力のあるものはないし、その数が多ければ多い程意味がある。それゆえ、グループ内の障害者は、障害の種別を問わず、組織するのがよいだろう。つまり、ここで最も言いたいことというのは、「障害者同士の団結」である。

一方で、これから自立したいと望んでいる障害者への支援は、最優先させなければならない。北九州自立生活推進センターが提供している、障害者への直接サービス、つまり、「情報提供」「自立生活プログラム」「ピア・カウンセリング」「介助者派遣」「個別のサポート」などを、より充実させていくということである。しかし、そうなった場合、運営資金の増加と事務局スタッフの増員が問題となってくる。実のところ、資金不足と人手不足は、最大の問題であり、この問題が解決されなければ、上に述べた権利擁護活動のためのグループ作りも、取り掛かるのがかなり難しいといえる。

運営資金の増加と事務局スタッフの増員の問題を解決させる最良の方法は、北九州自立生活推進センターの「PR」であると私は考える。健常者はもちろんのこと、障害者でさえセンターの存在を知らない人が非常に多い。センターがどのような団体で、どのようなことをやっているのかを、ポスターやパンフレット、講演、マスメディアなどを通じて、積極的に一般市民に伝えていきたい。そのことは、必ず、助成金や寄付金の増加につながり、活動を共にする仲間の出現につながると考える。

局スタッフの増員が問題となってくる。実のところ、資金不足と人手不足は、最大の問題であり、この問題が解決されなければ、上に述べた権利擁護活動のためのグループ作りも、取り掛かるのがかなり難しいといえる。

運営資金の増加と事務局スタッフの増員の問題を解決させる最良の方法は、北九州自立生活推進センターの「PR」であると考えます。健常者はもちろんのこと、障害者でさえセンターの存在を知らない人が非常に多い。センターがどのような団体で、どのようなことをやっているのかを、ポスターやパンフレット、講演、マスメディアなどを通じて、積極的に一般市民に伝えていきたい。そのことは、必ず、助成金や寄付金の増加につながり、活動を共にする仲間の出現につながると考える。

以上の事柄が、今後の北九州自立生活推進センターの課題であると考えますが、細かい点や個人レベルでは、まだまだ多くの課題を含んでおり、一気に解決というのは、非常に難しい。我慢強く、粘り強く、一步一步確実に進んで行きたいと思う。

電気とエアコンのことなら

九州電力認定工事店

ワキ電気工事(有)

脇 富男

北九州市若松区鴨生田4丁目1-10

FAX (093) 701-1855

各種提灯
盆 提 灯
傘

柴田提灯店

北九州市小倉北区大門2丁目

電話 561-4543番
582-7248番

おもてなしの気持ちが、「3クラス」になりました。



[スーパーシート]
Super Seat
[レインボーシート]
Rainbow Seat
[レギュラーシート]
Regular Seat



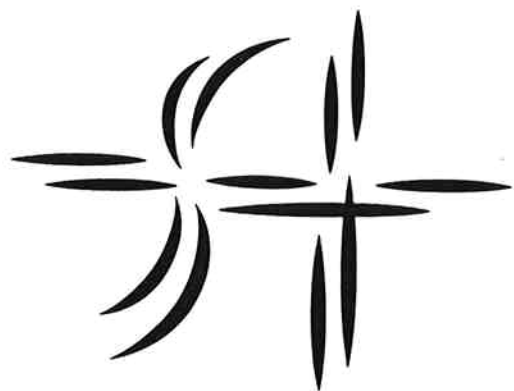
日本の空に、最良のくつろぎ空間。

[レインボーセブン]
Rainbow 777

http://www.jas.co.jp/

JAS
日本エアシステム

国内線のご予約 ☎0120-5-11283
スーパーシート、
レインボーシート専用予約 ☎0120-700-283



STATION
HOTEL
KOKURA

ご愛顧ありがとうございます。

ステーション ホテル 小倉

この春、新小倉駅の中にデビューして6ヶ月。
ますます元気な、新しいホテルです。

お泊まりに、ご婚礼に、忘新年会に是非ご利用ください。

ご予約 093 - 521 - 5031

豊かな 感動のステージへ

東急観光



北九州支店

☎ (代) (093) **521-1131**

FAX 521-1087
小倉北区堺町 2-1-1

日米障害者自立生活セミナー in 北九州

◆主 催 「日米障害者自立生活セミナー in 北九州」 実行委員会

◆共 催

全国自立生活センター協議会
ヒューマンネットワーク熊本
障 尊 塾
自立生活センター・ヒューマンライフ
自立生活センター・久留米
自立生活センター・ちくご
(社福)北九州市障害福祉ボランティア協会
北九州市

◆後 援

(財)毎日新聞西部社会事業団
(社福)朝日新聞厚生文化事業団
(社福)西日本新聞民生事業団
(財)読売光と愛の事業団
毎日新聞社
朝日新聞社
西日本新聞社
読売新聞西部本社
(社福)北九州市社会福祉協議会
北九州市障害福祉団体連絡協議会

順不同にて掲載させていただきました。



日米障害者自立生活セミナー in 北九州

発行日 1998年10月28日
編 集 日米障害者自立生活セミナー in 北九州実行委員会
事務局 : 北九州自立生活推進センター
北九州市小倉北区大門2丁目 3-3 5
TEL / FAX 093-581-0131
印 刷 昭栄製版印刷 TEL 093-521-7218
領 価 500円

1997年9月18日 第3種郵便物認可 毎月6回(5と8の日)発行 QSK 通巻67号
発行人/九州障害者定期刊行物協会(福岡県粕屋郡新宮町緑が浜1-11-2ひばりが丘住宅210)
編集人/北九州自立生活推進センター 〒803-0081 福岡県北九州市小倉北区大門2丁目3-35



日米障害者自立生活セミナー in 北九州

発行日 1998年10月28日
編集 日米障害者自立生活セミナー in 北九州実行委員会
事務局 : 北九州自立生活推進センター
北九州市小倉北区大門2丁目 3-35
TEL/FAX (093) 581-0131
印刷 昭栄製版印刷 TEL (093) 521-7218